

務所まで迎えに行き、帰り足で区役所に寄って保護申請も同時に行う。京都刑務所と区役所の間で連携はうまくいっている。

2017年度は約20件の相談件数があり、入所は5,6人。刑余者はそのまますぐに就労自立できる人が多くないので、刑余者を受け入れる分だけ全体での就労自立率は落ちる。

自立支援センターの相談員はNPO法人ワーク・ホームという団体で「きょうと・しゃばネット」(しゃばカフェ)を2017年度に作り、出所者支援のネットワークづくりを進めている。そうした活動によって、弁護士や検察官から釈放先をどうしたらよいかという相談が来るようになった。

○ GATBによるスクリーニング(福岡市)

就労自立支援センターではGATB(General Aptitude Test Battery。一般職業適性検査)を利用している。GATBは、多様な職業分野で仕事をする上で必要とされる代表的な9種的能力(適性能)を測定することにより、個人の理解や適職領域の探索等望ましい職業選択を行うための情報を提供することを目的として作成されたもの。特許のかかった手段を用いることは費用的に難しいため、比較的小金のかからない手段としてGATBを利用しはじめた。

GATBでその人のプロフィールと適職診断を出せる。検査は1人40~50分程度で、専用のCDを回して紙に記入してもらう様式。今後は、タブレットでできるようになれば、各種窓口でも利用できるし、瞬時に結果を確認できることもできるだろう。結果の読み取りは職員のスキルが必要になるが、スクリーニングとしては広く使えるだろう。

GATBを導入する前に一度講義を受ける必要があるが、講義は全国で受講可能である。講義受講後は採点用テキストを使い、用紙とCDを購入すれば実施できる。担当職員が一度にどれだけの人数をやれるかどうかもあるが、基本は1クラス40人規模はできる。

○ コミュニケーション能力を上げる講座(福岡市)

就労自立支援センターでは、前述のGATBとは別に、演劇手法を用いてコミュニケーション能力を上げる講座を行っている。大学の先生との協力で実施している。演劇の手法を通してコミュニケーション能力が上がっているかを検証するために、入所すぐに質問を行い、コミュニケーション講座が終わった後にもう一度質問し、さらにその1週間後に質問を行い、どう変わったかを判定する。

受検の際は職員が立ち会っており、本人が一生懸命やった結果をもとにフィードバックを受けるので、本人も説明に納得する。本人が、作業としてやったことの結果は説得力がある。検査後のフィードバックの時には、本人の生い立ちも聞きだし、すべてを勘案して次の選択肢を提示する。だいたい納得してもらえらる。逆に、本人の強みなども見えてきて、適職を勧めることもできる。この入り口の段階で自己理解をもってもらうことで、次の支援がやりやすくなる。

4-6 生活自立が難しい方への支援

○ 路上歴の長い高齢者に対する支援付地域生活移行事業（東京）

2017年度から、路上歴の長い高齢者に対してアパートでの生活訓練を行い、生活ができそうな人には生活保護でアパートで暮らしてもらうという取り組みが始まった。運営は自立支援センターの受託団体。生活困窮者自立支援制度の枠内で実施。2017年度から第1、2ブロックが先行して行なっている。2019年度から全ブロックで始まる。

巡回相談員が野宿生活者に巡回相談を実施し、希望者に対しては衣食住の提供のために借り上げたアパートに入所してもらう。その間は巡回相談員が生活支援を行い、安定した生活維持のための支援を行う。本人には現物支給で、買い物などは支援員が付きそう。最初のうちは1週間に3~4回ほど行っている。ケースワーカーも徐々に介入していく。

○ 自立支援センター南幸町での介護支援（川崎市）

南幸町の入所者は路上生活から上がってくる人は70代が多い。区役所への本人の来館も無いわけではないが、ほとんどは巡回相談からのケース。区役所での面談で明らかに特徴が出ている場合は最初から南幸町に振り分けられるが、日進町に入ってから南幸町に移ることもある。大丈夫だと言われて病院や他の施設から送られてきたら、実際は失禁もするといった大変なケースが多く入ってくる。要介護でも幅が広く、軽度の人から要介護4,5の人まで入所してくる。ただ、数日安定した生活で食事もとることで、生活自立度は改善していく。

出口としては、介護施設、有料老人ホーム、サポート付き高齢者住宅、認知症のグループホーム。ある程度自立できる人は養護老人ホームや稀にアパートも。高齢者なのでアパート見学は見学が難しい。連携している不動産業者は多い。満床という理由以外で拒否することはあまり無く、あるとしても精神障害で攻撃性が強い人が病気から来るものなのかその人の性格なのか分からないので、先に医療で判断してほしい、といった事情など。

出口までに南幸町が果たす役割としては、まずは医療につなげること。介護施設に入れるにしても介護認定を付けないといけない。障害よりも介護のほうが早い、いずれにしても時間がかかる。要介護者の場合は3か月以内に退所できる。介護の場合はひと月に2回の審査会があるので、申請を出せば1か月で下りる。次の1か月を使って退所先を探して、退所となる。職員も介護資格を持っているのでスキルは問題ないのだが、建物としては難しいところがある。利用者の特性に合わせて薬や金銭の管理も行う。

どのようなケースでも強制的に退所させることはない。失禁などもある困難ケースに際しては、職員はよいが、他の利用者が耐えられなくなる場合があるのが対応として難しい。ただ、軽度の認知症の男性については、女性の利用者（精神障害持ち）にとって話し相手にもなり、男性側にとっても女性と話すことを生きがいと感ずることもある。女性が生活援助をすることも見られる。

○ 抱樸館福岡シェルター（無料低額宿泊所）での高齢者、傷病者支援（福岡市）

基本的には高齢者や、稼働年齢であっても病気などですぐに就労が難しい方を、抱樸館福岡シェルターで受け入れる。結果的に入所の平均年齢は高めになり 60 歳後半の年齢層が多い。2018 年 9 月までのシェルター退所者 762 名、うち居宅 350 名、就労自立支援センター 8 名、抱樸館福岡無低 319 名、他施設 14 名、帰郷 6 名、入院 27 名、自主・無断退所 31 名、逝去 2 名、その他 5 名。

シェルター入所期間の 3 か月間で支援が終わらないことが予測できれば、より長期的な支援を受けるために、シェルターは 1 か月ほどで抱樸館の無料低額宿泊所に入所する。居宅保護か無低かの判断基準は一人暮らしをそのままさせてよいか否かに関わる。職員としては、無低に入っている期間で地域生活の連携先・環境を作りたいので、本人が拒まない限りできるだけ無低に入ってくれたほうが安心感はある。シェルターでの支援内容は病院への同行が一番多い。

○抱樸館福岡シェルター（無料低額宿泊所）での支援

無料低額宿泊所で生活しながら就労可能な人には就労支援を行い、就職後は無低から通ってもらう。軽作業でも一般就労が難しい方には、障害福祉サービスを利用できる場合は作業所（就労継続作業支援 A 型・B 型）を勧めることが多い。その後、単身居宅が可能な人であればアパートに移ってもらう。単身居宅が難しいようであればグループホームを探す、グループホームも慢性的に空きがないので送迎を行う作業所を探したり、見守りができるよう抱樸館福岡の近くのアパートに入ってもらったりする。

抱樸館福岡では退所者にアフターケアを行うが、自費で行っていて、職員の時間の確保も難しい。これまでの利用者 1,093 人のうち連絡先が分かるのが 660 人。そうした人に、定期的に電話や返信用はがきを送ったりする。自分たちだけで全員を把握するは無理なので、入所中にできるだけ色々なサービスや関係者に繋げておく。生活保護受給者であればケースワーカーもいるが、無低退所者の中には年金で生活されている方や就労自立されている方もいる。

抱樸館福岡の全室が常に稼働している状態であっても、経営は厳しい。「一般社団法人抱樸館福岡を支える会」という団体があり、グリーンコープの組合員を中心に、抱樸館福岡の退所者などを含め約 9,000 人が支える会の会員になっている。年 1000 万円弱の寄付を受けているが、資金収支上は支える会の支援を受けても厳しい状況である。

4-7 サテライト（個室対応）

○ 自立支援センターの自立支援住宅（東京）

ブロックごとに 40 部屋（平成 30 年度）を上限に自立支援住宅として借り上げている。自立支援センター内で就職して就労継続の目処がたってから移ってもらう。だいたい就職後 1 ヶ月。自立支援住宅には最低週 1 回訪問する。自立支援住宅入所中の入所者の生活費

用は基本的にはセンター持ち。ただ通勤費が会社から出る場合は立て替えてもらう。

○ 自立支援事業『あつた』『なかむら』の自立支援住宅（名古屋市）

社会福祉法人芳龍福祉会の理事長名で民間のアパートを借りている。2013年4月1日から実施。自立支援事業あつたとなかむら、各施設から半径5キロ以内の立地に合計5戸借りている（ただし、1アパートに1部屋）。利便性や住宅条件が良いところを選んでいる。

一人暮らしや自炊の経験をしてもらうために使ってもらうが、集団生活が苦手な人にも入ってもらっている。「一人暮らしが面倒」「集団生活が好き」「どうせ短い期間しかいないのでずっとセンターでよい」といった理由で利用率は高くなく、発達障害や精神疾患を抱えた方などが利用することもある。理事長名で借りていることもあり、問題を起こさないように気を付けている。男性のみ（自立支援事業なかむらは女性も可）。

自立支援センターで仕事が決まって収入がある人も、本人の意向で自立支援住宅に入居できる。家賃や光熱費は施設側がすべて負担する。備品ももともと備えている。食事は、センターで食べるような弁当は出ず、本人の給料から差し引いた手持ち金25,000円/月で賄ってもらうが、弁当を支給する代わりに外食費として施設側から1日1,200円渡している。職場などへの交通費も本人の収入から出してもらっている。消耗品などももともと備えているので、必要の場合は25,000円の中から買ってもらっている。

金銭管理は1週間に1回ずつ行っている。金銭管理は全国の中で一番厳しいと思うくらいにやっている。貯金通帳・キャッシュカードは施設が預かる。

利用期間はセンター利用期間内に含まれる。平均滞在期間は2か月強。最初にセンター2か月間で仕事を探し、その後の2か月を自立支援住宅で生活し、計4か月で仕事を見つけて就労し、自立してもらうという流れが多い。

4-8 居宅移行支援

○ 不動産会社による営業（名古屋/市の取り組みではない）

不動産会社（ゴールドマップなど）の職員が施設前で利用者に声をかけて、アパートへの入所を勧めている。施設職員を介さず直接利用者に話をする。そうした業者は、保証会社を独自に持っていて、一般的な全国展開の会社よりも審査基準が低い。

○ 社会的不動産（京都市）

自立支援センターでは社会的不動産（たてものがかり、ランドスタイリング）とも連携しており、全体の半分程度はその2団体が占める。緊急連絡先のある入所者にとっては普通の不動産会社のほうが安くあがったりもするので（ゼロゼロ物件など）、就労自立の人にはまず普通のところをトライしてもらう。それでも審査が通らなかつた場合は、最終手段として「多少お金はかかるけど」と伝えて、上記2つの不動産を案内する。本当はその2つを通したほうが安心なのだが、そこは本人の希望もあるので無理にはしない。緊

急連絡先には自立支援センターもなっているが、それでも保証会社の審査が下りない事例が増えている。これまでに大手の保証会社で一度蹴っているような人はなかなか通らない。

不動産の薄い支援では金銭管理などのアフターケアまでは手が回らない。ランドスタイリングは、長年の経験から「この人は危ない」と想定される人に対して、定期的に食べ物を差し入れつつ見守りに伺ってくれている。

ランドスタイリングは東山にある会社だが、特定の地域に物件が集中しているわけではない。センター側も退所者を同じ物件に住まわさないように注意している。たとえ仲が良くても同じ物件にしてよかったことはない。

4-9 アフターケア

○ ファーストハウス（川崎市）

自立支援センター退所後のアフターケアのひとつがファーストハウス。一人でのアパート生活を見極めるために用いる。利用者の多くは生活保護受給者または年金。就労自立者が利用するのは、自立支援センターの期限内でお金が必要な分貯まらなかった場合や、下野毛の利用者が川崎市南部の仕事に就いたので職場に近いところに住む場合など。

自立支援はやまて企業組合が自立相談支援事業の予算で実施。センターとは別の事業委託となる。現在、市営住宅 8 戸、民間アパート 1 つ、自立支援センター南幸町の 4 階部分の 4 室（男性のみ）の計 13 室ある。市営住宅はやまて企業組合が独自に借上げ（減免有で 2 万円弱）、民間アパートは一時生活支援事業の予算で確保。公営住宅法が改正された 2005 年に福祉的利用が可能となり、2008 年頃からファーストハウスは始めた。市営住宅をシェルターとして借りる上で、市の中の担当部局間で合意を取った。南幸町のファーストハウスは特に金銭管理が必要な人向けで、訪問頻度は高い（週に 1 回）。市営住宅も週に 1 回程度、民間アパートのほうは平均すると月に 1 回の訪問。訪問頻度は利用者を A~D でランク分けして対象者の状況によって決めている。

ファーストハウス入所の流れは、最初 1 月目の支援調整会議ですぐのアパート生活が難しいという話になれば、その時点からすぐにファーストハウスへ移る。期限は 1 年間、延長して 2 年間。ファーストハウス退所者にアフターケアが必要であれば付ける。自立支援センターに戻ることもあり、再入所扱いとなる。

○ 借上型支援付地域居住『プラザ抱樸』（北九州市）

全 110 室のマンションのうち 60 室を NPO 法人抱樸が借上げ（その他は一般入居者）、見守り支援をつけてサブリースしている。1984 年設立の元々単身者向けのマンションで、その後有料老人ホームだったが、介護度 3 以上の人が増えてスプリンクラーの設置が必要になり撤退し、その後抱樸が活用開始。

主な対象は生活保護受給者だが、就労自立者や年金受給者も入居している。敷金礼金費用があるので、やはり生活保護受給者でないとし厳しい。位置づけとしては、独居と日

常生活支援住居施設の間にある。訪問の無低という言い方もできるかもしれない。

ハコはほぼ完全にできているので、あとは支援をどうしていくかが今後の課題。60室のうちいくつかをグループホームとして活用している。入居者支援は今はサポートセンターの職員が行っているが、同じ建物内に職員がいるほうがよいので、ゆくゆくはグループホームの管理者に統括させたい。

4-10 生活保護法と生活困窮者自立支援法の連携

○ 社会福祉法人みおつくし福祉会の『みおつくしセーフティネットグループ』（大阪市）

社会福祉法人みおつくし福祉会は、ホームレス自立支援センター（舞洲）、生活保護施設（更生施設淀川寮、救護施設淀川寮）、生活困窮者自立相談支援窓口（東成区、*平成30年度末で変更、此花区）、3制度すべての事業を運営する全国でも数少ない組織。全ての生活困窮者を支援する仕組みを持っていることを活かし、バラバラでなく機能を一体化していこうと、『みおつくしセーフティネットグループ』を作った。現在は市内の福祉事務所や医療機関を訪問し、施設に出向いていただくだけでなく要請を受けて駆け付け対応できるような仕組みを目指している。

広く生活困窮者を支える仕組みは地域によって資源が異なるのでできるネットワークも異なるだろう。生活保護施設だけでなく、障害支援団体でもよいし、その地域でやれる団体を中心にやればよいと思う。どこがやらないといけないという話ではないと思う。

一方で事業体経営の安定には施設という存在は大きなものがある。みおつくしでは、自立支援窓口に関しては必要だと考え主任レベルを配置しているが、人件費に占める割合として苦しいものがある。その負担は法人全体でまかなっている。また意欲を持って働く職員には単に最低限度の生活保障という給与でなく、将来にも夢を持てるような賃金を出したいと思い、同時に求められる専門性は高くそれに見合う予算措置はなされていないと言えよう。自立支援センターは当該予算において一定の人員配置が可能であるが、事業の継続性、長期的視点という観点においては、自立相談支援窓口と同様に数年ごとのプロポーザル事業であるため、課題があると言えよう。

4-1-1 生活困窮者自立支援制度一時生活支援事業による女性のホームレス支援

これまで、女性のためだけのホームレス自立支援センターが、設置されたことはない。

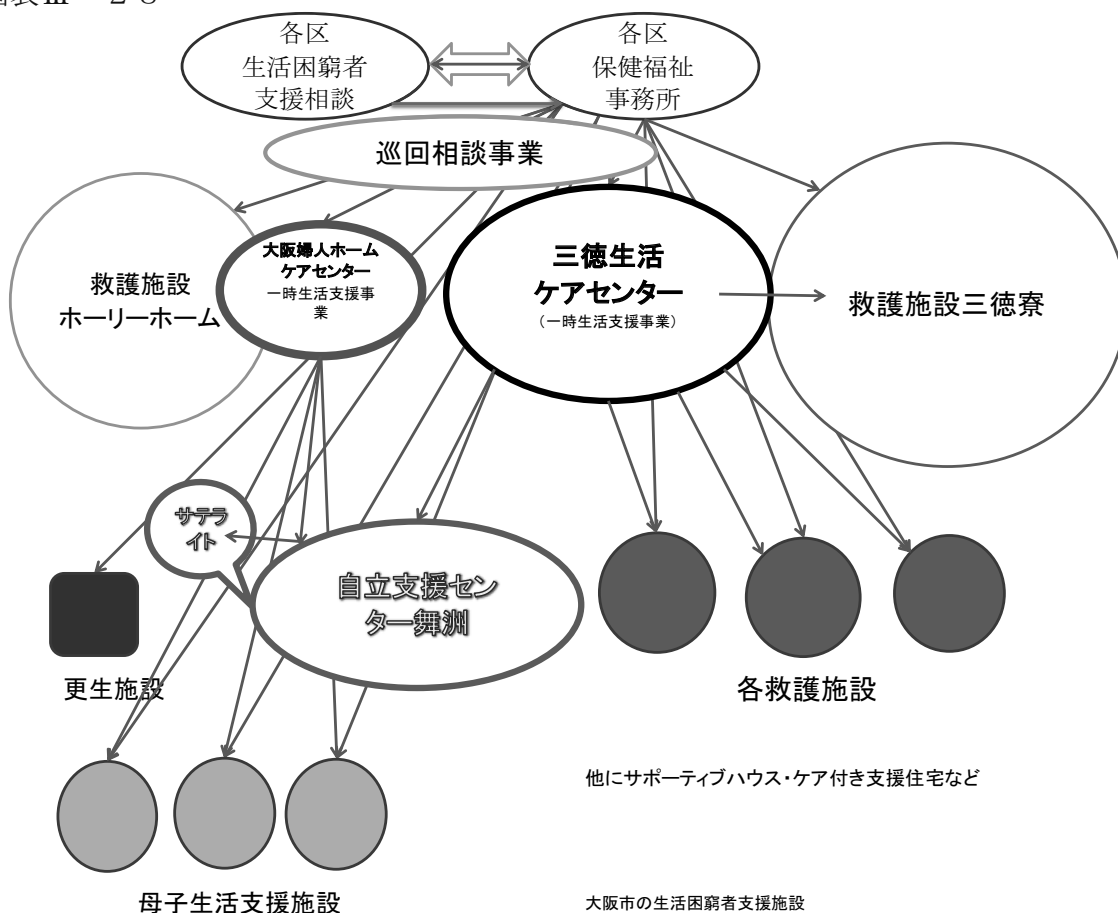
女性が自立支援センターを活用する場合は、既存のセンターの中に、専用のフロアや、居室の一部を充てて、エリアを確保し、施設利用に供していた。ただ、そこは、もともと男性ホームレスに向けた施設であって、そこに女性が入居をし、長期間の生活をするには想定されていない。女性がセンターを利用する場合は、シェルターの的に緊急入所をし、一時生活の支援を受け、次の生活に向けて準備をして待機をするためにセンターを利用するもので。本格的に時間をかけて、就労自立を図るための入所をすることはほとんどない。

一時生活支援の中でも緊急一時宿泊（シェルター・ケアセンター）の2週間程度の期限の中で、他女性専用施設への移行。あるいは、自己資産を使った自費や生活保護の敷金支給によるアパート入居をするなど、その後の生活のプランを実行する形態を取っている。

自立支援センターで、サテライト（借り上げ式マンション）形式の運営を行うことが出来るようになり、プライバシーに配慮を必要とする女性の受け入れも可能になって来た。

必要に応じて女性がセンターの相談員の支援を受け、自立支援の機能を使って、就職活動をし、センターの利用期間の3か月、さらに延長を含めて6か月の就労自立のための利用をすることが出来る事例が出て来ている。

図表Ⅲ-28



大阪でも、自立支援センターのサテライト型借り上げアパートを使って、年間4～5ケースほどではあるが、徐々に女性の受け入れの経験を積み重ねて来ている。女性の支援のために新たに職員を配置し、安心して女性が相談しやすい体制も作っている。

大阪では男女の一時生活支援のシェルターを、緊急一時宿泊のケアセンターとして救護施設と同じ建物の中に設けて、一体型運営を行っている。それぞれの救護施設も男性、女性の専用施設で、入退所の頻繁なケアセンターの運営に、救護施設のような安定的で手厚い支援型の施設がバックにあることで、良い相乗効果を発揮している。利用者の生活面での見守りや、安心できる職員体制と、施設機能設備の面での運営に対する効果。利用者のプラン作成の効果など、多岐にわたる。

利用者のケアセンター以降の生活に向けて、より多くの視点からのアセスメントが出来、多くの次のステップの中から、選ぶことが可能な選択肢を提供することができる。

ケアセンターでの準備とアセスメントの結果、丁寧な説明や事前見学、面談などを経て、自立支援センターに入所利用を図る。

自立支援センターの就職自立に向けた様々なスキルと、個人のプライバシーに配慮できるサテライト型のアパート、そこに女性に配慮をした専門の支援員が付き。就職に向けて意欲能力のある女性利用者に、ハローワークからの派遣職員やキャリアカウンセラー等による情報やセンター機能の提供をすることで、女性への（就労）自立生活支援の体制がスムーズに取ることが出来る。

生活困窮者自立支援制度のもと、各地で借り上げ型の一時生活支援事業が実施されている。現在のところはホームレス自立支援法による緊急一時宿泊の提供からの延長で、シェルター機能のみの活用というところが、ほとんどであろうか。

もちろん、何よりも最も困難な状況にさらされている時、まず安心して身の置き場所を得ることが出来、当面の生活の不安を払しょくし、日々の生活の相談にのることが最大の役割であろう。

生活困窮者相談事業の相談員との一体型連携。就労支援や家計支援の機能、さらに既存の生活保護施設や母子生活支援施設。女性の相談支援の機能などとの連携も視野に入れた地域一帯の連携体制の整備が、より有効な役割を持つことが出来るのではないだろうか。

5 女性の「ホームレス・生活困窮（困難）者」の現状とその支援及び体制整備

ホームレス自立支援センター等による一体型総合支援の効果と多機能化体制構築に向けた調査＝一時生活支援事業・居住支援の中での女性支援＝

本章では、生活困窮者の自立支援制度における一時生活支援事業（ホームレス自立支援センター・緊急一時宿泊事業）が、女性の保護や自立生活支援に果たす役割について、女性支援の制度全体の構成の中での、今後の可能性その方向について検討を加える。

ホームレスの自立支援施策の中心に位置づけられた自立支援センターの果たしてきた役割の中で、女性への支援は、その利用の実数自体は、「路上・野宿生活者」のボリューム全体の中に占める女性の比率の低さと、（男性の）就労自立に向けた支援に柱を置いたセンターの運営にはマッチングしない女性のホームレス状況があり、決して高いものではない。

しかしながら、一時生活支援事業のもう一つの側面、緊急一時宿泊（シェルター・ケアセンター）事業においては、DV被害者や、家族身寄りのない、もしくはそこから阻害された女性への保護や支援を中心に、最悪の「野宿路上のホームレス」状況に陥らせないシステムとして大きく寄与をしている。

2015（平成27）年4月から、ホームレス自立支援法に加え、広く生活困窮者の自立支援を担う制度として、身近なところに自立相談支援事業による窓口を置き、一時生活支援事業や就労、家計、子どもの支援などと併せて、総合的に各地で運用できる生活困窮者自立支援法の体制が整えられた。

国の施策としての女性の保護・自立支援には、主たるものとして、婦人保護事業がある。戦後の婦人保護は、主に「売春防止法」に基づき、この制度の枠組みの中で行われてきた。

さらに2001（平成13）年に、配偶者暴力防止法（DV防止法）が加えられて、この両面からの婦人保護事業の運営が行われているところである。

現在、婦人保護事業の運営全般について、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設の利用の低調さ、さらに減少の傾向もあり、DV被害の相談（婦人相談員や各地の女性相談センターなども含めて）の深刻化増加の傾向にあって、保護利用に結びつかない現状を踏まえ、国による婦人保護事業を見直す検討委員会が開催されているところである。

5-1 支援を必要とする生活困窮・困難を抱えた女性の状況

女性のホームレス状況に陥る（恐れのある）貧困の背景

日本社会の相対的貧困層の拡大や、核家族化、高齢化の中での女性単身者の増加、ひとり親家庭（母子家庭）、低賃金・不安定雇用、DV、家庭内暴力、虐待、貧困の連鎖、若年世代の不安定な雇用、若年女性の妊娠出産、性犯罪被害、女性にまつわる社会的慣習や相

対的な社会的地位の低さ、在留女性外国人など、多くの女性の貧困・生活困難の原因が上げられる。

また、女性のみ挙げられる生活面での特有の課題や社会的慣習、不利益な状況も、女性の困難な生活状況を広く生みだしている。

(結婚)・妊娠・出産、そのための離職(特に正規雇用からの離脱)。多くの女性が、結婚や妊娠出産を契機に退職し、キャリアを離れざるを得ない社会環境がある。その後、何らかの必要に迫られることがあっても、正規雇用に戻ることは難しい。特に、離婚し、ひとり親家庭の母親となった女性にとっては、毎日のこどもの養育を抱えながら、時間外労働や変則勤務、場合によっては出張や転勤なども在り得る(正規の)雇用に結びつくことは、まず不可能である。どうしても派遣や契約、パート待遇の非正規雇用を選ばざるを得ない。

結果、そもそも格差のある日本社会の男女の収入は、さらに大きく開くことになり、女性の貧困率の高さの大きな要因にもなっている。さらに、ひとり親家庭の母親の女性の貧困は日本の児童の貧困率の高さにも繋がっている。

また、暴力被害や性被害による、女性の生活が脅かされる事態の深刻さは、そのまま生活の全ての基盤を失うことにもつながる。

家庭、仕事、地域生活をいっぺんで失ってしまう。

さらに、そのことで引き起こされる、精神的情緒的な問題は、その回復にも大きく深刻な状態を引き起こす。トラウマやPTSDは、その後の人生の回生に大きな負担を強いることとなる。家庭に子どもがいれば、子どもへの情緒的な不安定要因ともなる。DVは子どもへの虐待にも結び付き、さらに重大な影響を及ぼすことにもなる。

5-2 生活困窮・困難を抱えた女性の支援

生活困窮や困難な状況にある女性の支援、具体的な制度

困窮やDVなど、様々な要因によって生じる女性の困りごとの相談は、各地の婦人相談所や女性相談センター・男女共同参画センターなどがあり、さらに市区町村の保健福祉、生活困窮者支援の相談窓口、児童相談所などで、相談を受ける体制が整えられている。

緊急に非難を要する際の一時保護の支援も、婦人保護事業、母子生活支援施設、生活困窮者の支援の施設などが存在する。

5-2-1 婦人保護事業

婦人保護事業は、もともと、1956(昭和31)年に制定された「売春防止法」をその根拠法にしている。同法の第4章「保護更生」に基づき事業が創設された。

2001(平成13)年には「配偶者暴力防止法(DV防止法)」の制定により、配偶者暴力による被害者支援の仕組みが構築され、婦人保護事業にも組み入れられた。

婦人保護事業には都道府県必置の婦人相談所、付帯施設として一時保護所、さらに婦人

保護施設の設置運営、婦人相談員の配置がある。

しかしながら、時代の変遷の中で、売春防止法に基づく事業の体制や制度は、社会の変化、生活困窮者の拡大する中、十分にその機能が発揮されない状況になっている。

ようやく国の取り組みとして、婦人保護事業の見直しに関する、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が、2018（平成30）年7月から順次開催されてきた。2019（平成31）年3月31日には第6回目となる検討会が開催され、一定方向のまとめが出たところである（今後、2019年8月を目途に最終の報告書に取りまとめられる予定）。

5-2-2 母子生活支援施設（児童福祉法）

児童福祉法第38条に基づき、ひとり親世帯母子の生活支援を行う。近年DV被害の生活支援の比重が高まっている。原則18才未満の子どものいる世帯（一部条件によって20歳まで認められる）で、母と子の世帯に向けたソーシャルワークを行っている。DV被害を始め、母子ともに抱えている課題も複雑に多様化しており、精神的な疾病や心理的な障害などの課題を抱えていることも多い。DV避難のための一時生活支援の制度枠も用意されている。学習や保育など児童への支援、親の養育への支援が手厚く盛り込まれている。

施設を出た後の支援体制や地域連携にも取り組んでおり、制度的にも組み入れられるようになってきている。

平成29年厚生労働省社会的養護の現状について（資料）から

全国232カ所、定員4779世帯、現在員3,330世帯、世帯児童5,479人

入居の主な理由

- 経済事情・住宅事情（生活困窮などの貧困問題）
- 夫などからの暴力
- 入居前の不適切な家庭・養育環境
- 母親の心身の不安定
- 職業上の理由
- その他

○施設の利用の理由として、夫等からの暴力被害による入所が最も多い。平成27年度の入所2,278世帯のうち、半数を超える1,290世帯を占める。

○緊急一時保護枠：女性相談センターや福祉事務所（相談窓口）、最寄りの警察署では、様々な家庭の事情（精神的、経済的、身体的）により、緊急の保護が必要であると判断した場合、緊急一時保護という形で母子生活支援施設に保護を依頼する場合がある。

緊急一時保護は通常2週間を限度として、無料で利用ができる。生活に係る必需品の用意がされている。電化製品、衣料品、簡単な家具、寝具、食料、乳児用品、日用品の貸し出しの用意等がある。

緊急一時保護を利用中に別の母子生活支援施設への入所（利用中の施設にそのまま入所

する場合もあり) や新たな居住地の設定等、その後の生活設計を立てることができる。

ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者保護においても、「改正DV法」による一時保護施設としては、母子生活支援施設が最も多くなっており、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっている。

○今回の調査でも、緊急保護を必要とする母子世帯についての対応は、母子生活支援施設の利用が最も一般的である。

5-2-3 生活困窮者自立支援制度の下での一時生活支援事業

生活困窮者自立支援法が2015年(平成27年)に施行されて、それまで「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」で行われていた「ホームレス自立支援センター」と「ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)」の運用は、生活困窮者自立支援制度のもとで一時的な生活支援事業として行われるようになった。必置の生活困窮者自立相談支援事業との連携や就労支援関連の事業、家計相談、子育て支援相談等との連携で、より包括的な一体型の機能として有効な活用が期待されている。

設置型もしくは借り上げ型のシェルター事業を実施しているところでは、女性の利用も多く見られ、前提として女性に特化した運営を行っているところもある。

いずれも、DVからの避難の利用者の占める比率は高いが、若年から高齢者まで様々な理由で緊急の避難をし、次の段階の生活に、場所や機会を求めてステップを踏んでいく。

また中には「ホームレス自立支援センター」としての運営の一部に、前段階として緊急一時宿泊の要素を盛り込んだ運営を行っている自立支援センターもあり、やはり女性の利用受け入れを前提に運営を実施している。女性の自立支援センターのみの利用が前提ではなく、他の様々な資源に繋ぐ活用が行われているケースが多い。

その一方で、自立支援センターの最大の特長、就労支援の機能を生かした、自立支援センター本来の就労自立に向けた取り組みも行われている。

(1) センター調査に基づく各地の利用状況

1) 仙台市

◆自立支援センター清流ホーム

- ・ここ数年は清流ホームでの女性の入所者はない。
- ・施設は全室個室なので女性も入所できる。風呂・洗濯は別棟のシャワー棟(現在は衛生改善事業で週1回路上生活者がシャワー洗濯などを行う場)を利用してもらう。
- ・子連れの場合は母子家庭の施策に乗ってもらう。仙台市の場合、母子生活支援施設は手厚い運営が行われているので、ホームレス施策まで来ることは少ない。県のDVシェルター(婦人保護施設内)→母子生活支援施設の緊急枠→母子生活支援施設という手順で受け止められる。満床など、それでも無理な時には清流ホームとなる。

母子生活支援施設は、仙台市内には3か所。窓口は各福祉事務所。

・女性専用の無料低額宿泊所もある。運営は「NPO 法人夜まわりグループ」。入所経路は2通り、夜まわりグループが声を掛けて先に入所させてから保護課に申請に来る場合と、保護課に相談に来られて相談員の判断で無低に入るケースがある。

・「ワンファミリー仙台」には女性用のシェルターがある。

・市としては、民間も含めてこれだけの支援体制があるので、男性中心の清流ホームに入ってもらえるよりは、他の施設がよいと判断し民間の力を借りている。

・もちろん清流ホームとしては、どこにも行き場所がなければ受け入れるつもりでいる。また、清流ホーム以外でも、清流ホーム運営の社会福祉法人青葉福祉会に別の施設があるので、そういった空き部屋を使って滞在してもらうことはできる。

・これまで清流ホームに入ってきた女性の入所ケースは11人。多いのは、性が違うだけで、よくあるホームレス状態の（家族から見放され、仕事もなくお金が無くなった）女性。他には、アパートが火事で焼けてしまって一時的に住む場所が欲しいという人もいた。清流ホームの女性利用は、ほとんどが生活保護でアパートに移る。

・ちなみに、それでアパートに移った方で、その後アフターケアを続ける中で要介護状態になり、青葉福祉会の特養に入所し、そこで看取ることになった人がいた。

2) 東京都

・DVケースについては、東京都の女性相談センター・配偶者暴力支援センター等からの婦人保護事業の一時保護、婦人保護施設の利用や母子生活支援施設の利用が主。都内には、5か所の婦人保護施設があり、女性相談センターから一時保護を経由。利用率は高い。地域生活移行のステップハウスの機能も開かれている。

東京都各区の女性の相談は、厚生関係施設（女性世帯対応の更生施設や宿所提供施設）あるいは無料低額宿泊所の女性専門の施設を利用している。

・無料低額宿泊所には女性だけの施設もある。

・23区の施設（特別区人事・厚生事務組合設置）で宿泊所や宿所提供施設で女性単身や、家族連れの受け入れが可能。男性単身は原則受け入れていない。

◆更生施設 東が丘荘

・特別区人事・厚生事務組合が2007年に新設し、東京援護協会が指定管理を受けた女性単身の更生施設。宿泊所も併設していて、そこで緊急一時宿泊を行っている。普通のマンションのような作り。

◆女性の家 HELP

・「公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会」が運営する女性のシェルター「女性の家HELP」。個室、ルールがほとんどない（守れないルールは作らない）、外国籍も多く受け入れる、といった点で先進的。もともとDVシェルターだったが、今はその門戸を広くしている。予算は不明、財政的には厳しい。

◆東京の婦人保護施設「慈愛寮」では、妊産婦を受け入れている。出産した後も3か月程

度受け入れることができる。出産後はお母さん自身が一番大変な時期でもあり、そこで慣れた場所でケアを受けることができる。食事も、母子生活支援施設のように自炊でなく、給食がつく。

3) 横浜市

◆自立支援センターはまかぜ

- ・10月3日現在、130名（内、女性は5名）が、はまかぜを利用。

2017年度の入所者は740名（内、女性29名）。退所者は758名（内、女性31名）。平均年齢は50.7歳（2016年度は51.6歳）。女性は53.6歳（2016年度は49.9歳）。

・女性の利用者は。精神的な障害を持っている人が多い。女性相談所など他の施設を断られて入所する。

はまかぜが寿にあるので、女性については、はまかぜファーストではなく、女性相談所でまず対応してくれと行政のほうからも頼んでいる。しかし、女性相談所のほうもDVが中心となるので、それ以外の女性（ホームレス、ネットカフェで居ながら働いている人など）は受け入れてくれないこともある。本人としても、ネットカフェで生活しながら働くような人は、携帯電話が手放せないが、DVシェルターに入ってしまうと携帯は持ち込めないの、はまかぜを希望する人はいる。もちろん働いていない人でも携帯電話を手放すのは多くの人が嫌がる。

・母子は、はまかぜには入らない。ただ、子供は児相で、母親ははまかぜというのはある。年に1、2件ある。児童虐待が疑われる場合が多い。

・女性がはまかぜに入ってくると、男性の入所者が浮足立ってしまう。はまかぜの建物自体が男性のために作られているので。たとえば喫煙所は3階しかなく24時間空いているのだが、そこに女性が入り浸り、他の男性利用者の中には浮足立ってしまう人がいる。

女性としては自分の行動を、危険が伴うという意識はなく、むしろちやほやされて嬉しと感じている。はまかぜ内で仲良くなり、退所後一緒に暮らした例もある。

- ・女性は様々な疾患を、かつ複数抱える人も多いので、女性同士でもトラブルは多い。

・はまかぜでは、2階が事務所と女性のフロアで、3階が食堂と喫煙所、4階に浴室と洗濯場、4階～7階が男性フロアとなっている。男女で分けて支援というのは、はまかぜも原則としている。

・女性の利用者の場合できるだけ早くアパートを含め居所確保を提案している。しかし、単身では生活することが難しく、治療を必要としている方も少なくない。

・精神的な課題を抱えている女性の場合（多くの女性利用者が精神的課題を抱えている）、生活を続けていくうちに同室者との関係が悪くなり、お互いに生活が崩れてしまい入院して適切な治療を受けることになる方も居る。

・退所後の行先を見つけることが難しい場合は、寿地区内にある女性を受け入れることができる簡易宿泊所に入居する場合もある。

・施設の利用は圧倒的に男性が多く、支援員も男性が中心となっている。その中で女性利用者の支援の難しさも感じている。基本的に女性利用者の担当は女性職員（支援員4名・看護師1名）が受け持つが男性職員の方が多いため女性職員が不在の宿直時間帯などは女性利用者が不穏な状態になることもある。一方で男性職員が親身になって女性利用者の相談に乗ると、相談に乗った男性職員に傾倒し意にそぐわないと裏切られたと感じられてしまうこともある。生活困窮者としての女性専用施設の必要性も感じる。

4) 川崎市

女性用のセンターがある。川崎では女性の施設は満床なことが多い。

◆自立支援センター南幸町

基礎情報 図表Ⅲ-29

川崎市自立支援センター南幸町は自立した生活を送るまでの間、一時宿泊所としてご利用になれます。入所中は生活支援及び就労支援等を行っています。

入所期間

本人所者は3ヶ月以内、緊急一時宿泊者は14日以内とします。
※自立のため入所期間の延長が必要と認められる場合には、入所期間を延長することができます。

支給金及び金銭管理

◆日用品費（緊急入所者は除く）

日用品購入費として、1日400円を支給します。

支給日は原則、毎月10日、20日、30日の13時からとします。

◆求職交通費

就職のため、面接へ行く場合は交通費を支給します。

◆外食費

仕事のため、施設で食事が出来ない場合は、就労時間に合わせて外食費を支給します。朝120円、昼350円、夜450円

◆貸付交通費

就労決定後、初任給を得るまでの交通費の貸付を行っています。

◆金銭管理

当施設は宿泊費や食費の負担がありません。今後の自立のために就労収入や年金収入等は施設に預け入れていただけます。

その他

・盗難、紛失に関して、当施設では責任を負えませんので各自で責任を持って管理して下さい。

・施設内での転倒等、事故及び怪我に関しては責任を負えませんので注意して生活して下さい。

開錠・施設	6:00~19:00
朝食	8:00~2階に取りに来て下さい。 食べ終わりましたら、2階まで返却して下さい。
昼食（弁当）	12:00~2階に取りに来て下さい。 食べ終わりましたら、2階まで返却して下さい。
夕食（弁当）	18:00~2階に取りに来て下さい。 食べ終わりましたら、2階まで返却して下さい。
掃除	9:00~各自居室と共有部分を掃除しましょう。 9:30~外掃除を行います。
入浴	8:00~20:00 ・各利用階のシャワーを使用して下さい。 ・1階浴室は利用前に許可が必要です。
洗濯	8:00~20:00 1階及び2階（女性のみ）
喫煙所	6:00~21:00 1階駐車場後方
ボランティア活動・創作	10:00~12:00
公文書書（課題・課題）	14:00~15:00

禁止事項

- ・飲酒行為
- ・無断外出（外出）
- ・金銭及び物品の貸し借り
- ・賭け事
- ・指定場所以外での喫煙
- ・近隣住民への迷惑行為
- ・ケンカ、口論、暴力行為
- ・施設利用者、利用者以外の者を無断で施設、部屋への呼び入れること
- ・職員の指示に従わないこと

・時期：2009年度から。

・対象者：①女性のホームレス等。②要介護状態にあるホームレス等。医療が必要な人には医療単給を付ける。

・建物：もともと、1階が車の整備工場で、2階～4階がワンルームマンションだった建物を改修して利用。4階建て。全室個室(各2畳程度、ベッドのみあり)。各階の廊下に大きなエアコンが1つずつある。1階2階の間の階段には昇降機が取り付けられてある。

1階：ガレージ、風呂、トイレ、洗濯場、個室3つ(男性高齢者用)、勉強場所など。

2階：事務所、個室9つ(女性用)、風呂、トイレ。

3階：個室4つ(男性高齢者用3と倉庫1)、シャワー、トイレ、洗濯場・ベランダ。

4階：個室4つ(男性高齢者のファーストハウス用)、シャワー、トイレ、キッチン。

・定員：一時生活支援枠は15室(女性9、男性3+3)。ファーストハウス枠は4室(男性のみ)。1階の3室に要介護の男性を入れるが、定員がいっぱいするときや軽度の認知症程度であれば3階に入るときもあり、ケースバイケース。

2014年度までは部屋の割り振りが違っていた。ホームレス枠は、4階に女性用個室4つ、1階と3階に男性用個室6つ、の計10。2階の9室はホームレス枠ではなく介護用に使っていた。新法施行後(2016年9月頃)に、同じ建物で別の事業を行えないこと、女性の定員数を増やしたいことから、2階の介護分は法人が新設した有料老人ホームに移し、今の利用へ。

・風呂：入る時間を予約して入浴してもらう。1階の風呂は介護を付けるには狭い。

・食事：配達弁当

・洗濯：1階と3階に洗濯機・乾燥機がある。3階のベランダでも干せる。以前、ベランダは精神障害の方が飛び降りる恐れがあったため扉が開かないようにしていたが、消防法の経路確保のため、ベランダ利用を可能とした。

職員配置

・常勤職員4人。

・夜勤と土日の出勤は非常勤で、常時2人は配置している。

・一時期看護師を入れていたが、今はやめてしまっていないのでセンターから通院、もしくは往診してもらっている。

・南幸町は日進町のサテライトとして作られた。日進町から、生活自立困難者は南幸町へ、就労自立は渡田へ移した。

女性の利用者について

・2階の9室が女性の定員。ちなみに、下野毛にも女性枠が5つあるが、個室ではない。困難ケースの場合や個室が必要な女性の場合は南幸町につなげる。また、仕事に就いている方は、職場に行きやすいほうに振り分ける。

・女性の枠は多くないので、各区の保護課窓口からまずは本庁につないで、本庁から入所先を振り分ける。その際には、当てはまる人であればまずは女性相談室にお願いする。

・DVの人は南幸町に入ってきてても対応できない。ただし、閉庁時に緊急的に南幸町を使い、翌日に役所経由でDVシェルターに入ってもらうことはある。DVシェルターのほうは、施設側や役所内の職員の問題で24時間対応はできていない。

・女性入所者の平均年齢は45~50歳程度。最も若かったのは19歳で、彼氏の家を追い出されて出てきたケース。そのケースも、最初から「無理だよ」とは言うのだから行き場がないので入所されて、やはり途中で退所される。60代~70代の方は、夫婦喧嘩で出てきた人、路上からの人、同居していた息子夫婦の家から追い出された人など。特に多いのは40代の気分障害(鬱)、パニック障害、統合失調症。

- ・単純なアパート設定の場合は 3 か月で次に繋ぐ。また、障害のグループホームも同じ程度の利用。

- ・入所して数日経つ中で本人が抱える課題が見えてきて、そこからその課題に対して支援を進める。たとえば手帳の取得となるとどうしても半年程度は必要になる。また、出先として制度に乗せる場合も、たとえばグループホームだと区分の診断等、3 か月の期間では難しいケースとなる。実際問題半年以上はかかる。

- ・平均で 8 か月～1 年程度の入所期間。最長で 2 年半の入所期間のケースもあった（日進町の場合は施設待ちで半年超えた人はいるが、1 年以上とかはない）。延長は何度でもできる。

ex. 2 年半のケース例：女性の DV シェルターで半年入っていた人が、そこでは携帯も使えないからと南幸町に入所。本人はアパート希望だったが、話をしていく中で出会い系サイトに課金していることなどが分かり、障害のある可能性があるかもしれないと。分かるまでの見極めにまずは時間がかかってしまった。金銭管理ができないためアパートで一人暮らしは難しいだろうと判断。そこで障害者のグループホームを検討したが、病院の通院では精神障害ではないと判断された。しかし、病名が無いと支援が難しいので、IQ テストを法人の実費（一部本人の稼ぎ分から捻出）で行い、最終的には多少無理くりではあるが精神遅滞という病名を付けてもらって、グループホームへの入所につなげた。つなげる際も成年後見の補佐を付けて、しっかり固めて退所した。

- ・女性対応で、難しさとして、健常であればあるほどセンターになじまない。病気を理解できないので怖い、共同生活は嫌だ、など。若い人が入所するときには、入念にセンターの特徴を説明した上で入所してもらおう。個室だとは言っても、叫ぶ人やドアを叩く人がいる。そうしたことに耐えられず退所してしまう人は多い、特に若い女性。

5) 名古屋市

◆一時保護事業

- ・生活保護の要否判定や各種社会福祉施設入所のための状況把握のために、生活困窮者支援の一時生活支援事業の枠で一時的な宿泊などを提供する。女性も利用可能。最長 4 週間。

- ・基本的には名古屋市の区役所に相談に来た人が、まずは一時保護所に入り、その後他の施設等に振り分けられるというイメージ。

6) 京都市

- ・女性の一時生活支援は、緊急一時保護事業（借り上げシェルター）のホテルタイプのホワイトホテルを活用している。

女性の場合、基本的には生活保護での居宅移行を目指す。

- ・自立支援センターは男性専用で、女性の利用は、開設以来まったくない。

7) 大阪市

◆大阪婦人ホーム生活ケアセンター（一時生活支援事業）…救護施設ホーリーホームと同じ建物内に併設

・ケアセンターの各部屋：3階のフロア。2人部屋、1人部屋（6つ）、4人部屋（2つ）、母子も受け入れており、母子は基本個室対応。2人部屋は、ベッドが2つあり、洗面所、トイレもついている。

DVの人は個室に入ることが多い。DVの人の利用では、夜間入所のケースも多いので大部屋は難しい。

4人部屋は4人が入るとプライベート空間もなく狭く感じ、トラブルも多くなる。できるだけ、重ならないようにしているが、どうしても人が多くなるときには4人埋まってしまうこともままある。

- ・食堂：3, 4階に1つずつ。3階はケアセンターの利用者用、4階は救護施設の利用者用。4階の食堂は、全員座れないので、食事は2グループに分けて提供している。
- ・宿直：全館1, 2, 3階に1つずつ宿直部屋があり、毎日3人泊まっている。
- ・救護施設の各部屋：4人部屋が基本。1つだけ2人部屋がある。部屋の中は、各ベッドごとにカーテンで仕切られている。1階の部屋は、同フロアに職員室もあるので、高齢の人や障害が重く見守りの必要な人が入っている。
- ・お風呂：2, 3, 4階に共同の風呂場がある。2, 4階は救護施設の利用者用。3階はケアセンターの利用者。毎日入浴できる。15時半から20時まで。中には一人で入りたい人もいるので、予約制で時間を決めて許可している。一人では入浴できない方もいるので、その際は介助する。
- ・内職、就労（救護施設に移って）：軽石の詰め作業などを業者から受注している。入所者のできるだけ全員が参加できるように、作業工程を切り分けている。作業だけでなく、リーダーとして動いてもらったり、重たいものを持たない人の代わりに箱を運んであげたり、広い意味で社会訓練の場となっており、すぐに外で仕事に就けない人は、この内職作業で自信をつけてもらうことを意図している。能力の高い人は、今は特に景気がいいこともあり、外の仕事に就き、お金をためえて自立していく。
- ・洗濯：洗濯場は救護施設用に4階にまとめて設置。部屋ごとにベランダがあり、そこで洗濯が干せる。ただ、ケアセンターにはケアセンター用に別に設置。ベランダはないので、乾燥機利用の許可を出している。また、雨の日は、救護施設利用者も乾燥機を利用する。ホーリーホームは自立できる人が多いので、自分で洗濯してもらっているが、中には職員が手伝う場合もある。
- ・敷地内の別施設として「地域交流センター」。社協のふれあいサロンや食事サービスで使われている。管理は「大阪婦人ホーム」。
- ・建物は元小学校を改装して作ったものを使用。
- ・救護施設に看護師が2名配置。

- ・ 出入り口の管理は強化されており、警備員を 24 時間配置。

◎ケアセンターの入口（2018 年度上半期の利用実績より）

- ・ 大阪市巡回相談事業のケースは、どんどん減ってきていて、年に数件あるかないか。巡回経由であれば、巡回の職員が入所後も退所に向けての支援に付く。
- ・ 本人が生活保護窓口で相談に来て、役所経由で直接入所の場合。
- ・ DV ケースは 24 時間の受け入れ対応を行うことになっている。夜間や土日は警察経由での受け入れとなる。

◎利用者の特徴

- ・ 完全な野宿というのは少ない。ロックアウト（家賃滞納）が多い。
- ・ 障害手帳所持者は、上半期で 24 人。それ以外にも、障害の疑いがある人は結構いる。しかしその中には、障害の受診を受けたがらない人もいて、その場合は支援に困り、その後の支援に困ることが多くある。
- ・ 妊婦も受け入れている。ケアセンターで受けて、できるだけ出産までにホーリーホームの救護施設に移れる段取りを図る。他の施設は妊婦の受け入れが困難なため、妊婦ならばホーリーホームに入ることが多い。出産は病院で行い、退院後は母子支援施設に入るように手続きを行う。出産後に必要となる物品の買い出しなど、やることが多く、救護施設の職員が同行することもある。
- ・ DV 被害が理由の入所も多い。DV の人は個室で、配偶者暴力相談支援センターから派遣されたケースワーカーやカウンセラーとの面談を受けられる。しかし、直接 DV の人しかその処遇は得られず、間接的に DV 被害を受けてセンターに入所された人は同じ処遇を受けられない。府の婦人保護施設の場合はそのような分け方はしていない。大阪市はケースを、DV とそれ以外で分けている。

◎利用期間

- ・ 期限は原則 2 週間。2 週間以内に次の出先を役所と相談して決める。2 週間で決まらなければ再延長、再々延長を行うこともある。ただ理由もなく延長するということはできない。

◎ケアセンターからの退所

- ・ ケアセンターから救護施設への入所ケースもある。中長期的に、課題を抱えて何らかの支援を必要とするケースは多い。

緊急一時保護としてケアセンターで生活を一度落ち着かせ、

見立てを行ったうえで、本人との理解調整を経て、救護施設に移って次の支援をしていきたいと思いますという良い区切りにはなる。何らかのケアをすることを（たとえばアルコール依存症の人であれば入所してから依存症治療に取り組む）約束して、救護施設へステップアップする。

・DV ケースで家に帰宅され、同一加害者からの DV で依頼があったときは、断らざるを得ない。シェルターの場所が漏れてしまう恐れがあるため。別の加害者であれば再入所は可能。

・ケアセンターからの就労自立は、住み込みのケースが多い。就労自立が数字的には少ないのは、そもそも働けない人が多いという見方もできるが、就活の際に住所がないと通勤の仕事も雇ってもらえないケースが多いので、まずはハウジングファーストを考えている。役所側が、居宅生保後に、就労支援をしますという場合もある。割合としては、居宅保護後に就労に就くケースは数件程度。住み込みだと数か月後に仕事を辞めてしまうような不安定な場合も多い。家がないような状態で、2 週間で仕事を見つけるのは難しい。救護施設に移って、就労する人もいる。

・自費住宅設定：自身の貯金で敷金等を賄った場合。

・敷金支給をした居宅保護：信頼関係のある出入り業者を使っている。保護決定の判断に際し、ケアセンターの職員の意見も反映されるが、最終決定は各区保護課の担当が行う

・舞洲のサテライトに、女性単身で入所することもある。仕事をしていて、夜間の出入りがある人は、ケアセンターでは難しいので、役所の判断でサテライトに移ったというケースが最近あった。

・無断退所は少ない。当初は多かったが、寄り添って丁寧に支援を心掛けていくように努めた結果、かなり数が減っている。2017 年度は 1 件しかない。関わり方が良かったという部分が数字になって表れているのだと思う。

・「不明」に関しては、どこに行かれたか分からないケース。「とりあえず出ていきます」「友人のところに行きます」といって退所されたケース。

◎職員体制

・ケアセンターは 5 人。相談員のみ配置。「事務員は相談支援員が兼務すること」となっている。

・救護施設は 31 人。法定配置（6 人に 1 人）。ほぼ正職員で対応している。

・女性職員が主とあって、産休取得中の人も多い。産休があるとその間、代替職員を採用して対応する。産休後は復職する人も多く、職員は基本やめることは少ないので、経験が積み重なりスキルは高い。

・養成校で資格を取って入ってくる人が一番多い。資格所持者がかなり多く、新しく入ってくる人はほとんど持っている。働きながら資格を取る人も多いし、資格をダブルで持っている人もいる。

・入職して最初の 3 か月は、先輩職員に同行して学ぶ。宿直業務も 2 か月ほど研修を行う。

◆ケアセンター以外のシェルター

- 大阪府には女性相談センター（婦人相談所）一時保護所がある。大阪市内の相談者であれば、まずはケアセンターに打診し、受け入れ不可であれば、女性相談センターに相談となる。女性相談センター一時保護所の入所にさいしては、利用条件を提示して理解を得ることが条件となる。
- 大阪府のDV法関連の委託による一時保護事業の施設として以下のものがある。
大阪府女性相談センター一時保護所・婦人保護施設（大阪府女性自立支援センター）・母子生活支援施設（大阪市所管、堺市所管施設を含む）・救護施設（女性が入所している可能性がある施設のみ）・一時保護委託先（民間シェルター等）
- 社会福祉法人自彊館（一時生活支援施設と巡回相談事業を運営。また複数の救護施設を運営）の法人として自立支援センター西成（現在は閉鎖）運営時代に借りているアパートの経験を活かし、シェルターとして活用している。
- 老人ホームのような高齢者施設でも、社会貢献事業による高齢者の緊急枠がある。
- 大阪市外の場合は、救護施設の空きベッドを活用している。それぞれ男女の枠がある。大阪府が救護施設に緊急一時保護の事業を依頼し、2016年度末くらいから実施している。
- 母子の場合は、母子生活支援施設が優先される。そこがいっぱいだった場合、ケアセンターの居室を利用する。男児も18歳以内までなら受け入れている。ただ、15歳以上の子供は入りたくないという場合もある。ケアセンターから母子生活支援施設に移ることもある。ケアセンターに入所している間、学齢期の子供は、学校には登校してもらっていない。学習支援も行えていない。母子生活支援施設には、措置費で学習支援員が配置されている。ケアセンターに子供がいると、他の利用者は癒される部分もある。

◆自立支援センター舞洲

- 基本、男性ホームレスのための自立支援センターであるが、女性の利用もあることを前提に部屋、設備は用意してある。
また、自立支援センターに付属して、12部屋のマンション個室を借りている。複数人数世帯の対応も出来る部屋も用意している。基本は、センターから就労自立に向けて、生活自立を訓練するためのものであるが。センターの集団生活が困難な場合や、女性のように配慮を必要とする場合の利用に供している。
年間数件程度の女性の利用があり、緊急の場合など、いったん舞洲の本館の一時的な利用もある。
大阪市には、女性の利用専用の緊急一時生活支援施設ケアセンターがあるが、安定的に就労自立に向けた女性が利用する施設として、人や機能の支援も付く自立支援センターの利用が選ばれることもある。

8) 尼崎市

- ・女性 は市外の救護施設を使うことが多い。大阪市・大阪府下の施設が多く受け入れている。
- ・緊急一時保護事業枠を出来る形で持っている救護施設が大阪府下に幾つかあって、DV 対応や個室対応も選択肢として持っている。

9) 北九州市

自立支援センター一カ所で定員 50 人（個室）中、4 部屋が女性で、常時必ず利用者が在り。ほぼあらゆる状況の緊急一時保護女性の利用の入居がある。

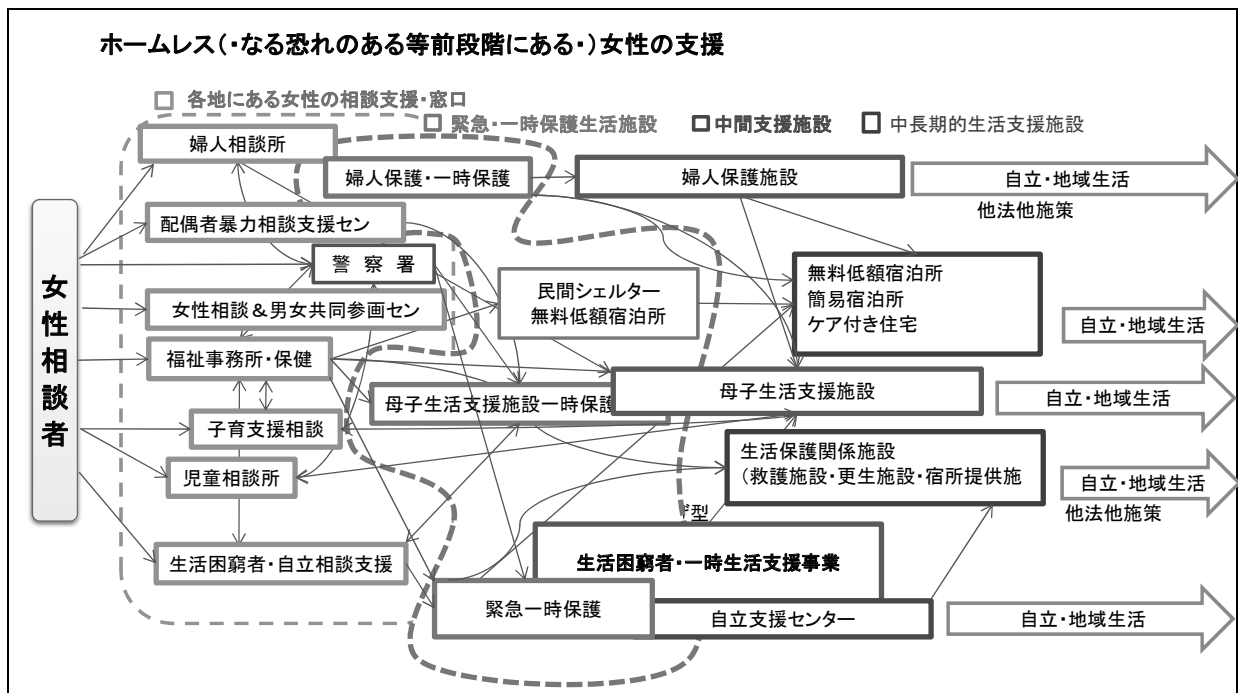
共有スペースは同じ。若い女性は馴染みにくい。

- ・連携している民間女性シェルターがある。女性シェルターが満床で、以前に女性シェルターで問題を起こした人で受け入れてもらえない場合などの受け入れがある。

10) 福岡市

- ・対象者の状況により婦人保護関係施設の担当部署へ入所相談を行うが、入所にならない場合も多いため自立支援センター・福祉センターに入所させることになる。

図表Ⅲ-30 各地の、女性のための相談から緊急一時保護生活支援・自立支援の制度と流れ。



5-3 支援体制とその課題

5-3-1 さまざまな課題を抱えた女性利用者のニーズに合わせていく制度構築

必要とされる課題

◆女性の一時生活支援のためのハードの整備

- ・身近なところに、相談からすぐにいつでも利用できる緊急避難体制の整備。
- ・個室化：固定の設置型施設の基準は、まだ複数人数部屋や家族生活への配慮の不足したままに準拠している施設が多い。

ただ、近年、特に女性を想定した厚生関係施設の場合や母子生活支援施設の場合など、新たに建設される施設は、プライバシーへの配慮や一般社会生活との乖離が生じないように、出来るだけ個室化、家族生活への配慮を考えた構造になっていく傾向にある。

- ・各居室にトイレは整備されているか
- ・乳児が居る場合の授乳等への対応設備
- ・風呂の個室対応が必要になるケースもある
- ・交流や相談スペースの重要性
- ・児童を伴う場合は、保育や学童の支援ルームも必要となる。
- ・調理設備
- ・給食の設備

◆女性支援に必要とされるソフト面の課題

社会生活面の変化への対応

- ・ケイタイの所持への対応

全体的な傾向として、以前は預かっていたが現在は所持を認める施設も増えている。ケアセンターの場合：DVのケースを一時保護所以外は初めて対応したため、当初一時保護所に依ってすべてのケースで預かった。ただ、必ずしもDVばかりのケースではなく、他の様々な一般利用ケースもあり、結局、他の入居者から借りてしまったりして、預かる意味もなく、一時期全員に持たせていた。が、DVのケースは外からの連絡があったり、接触もあり、トラブルにつながるため、改めて現在はDVによる利用ケースの場合は、予め施設利用前に了解を得て預かっている（逆に、預かることを拒否し、入居利用に繋がらないケースも多く、そういった傾向は増加している）。DVが理由でない一般の入居ケースは本人が所持したまま入居している。

婦人相談所一時保護施設や婦人保護施設では携帯の所持は原則認めていないところが多い。そのことが入所を断られる一つの要因にもなっている。現代の生活において、今や、就職活動や日常生活を送るうえで、優先度の高い必需品となっている。そのため婦人保護事業の見直しにおいても、ケイタイの所持を入居利用の条件として認めるかどうか大きな論点となっている。

- ・食事の提供はあるか

小さい子どものいる場合や精神的に落ち着かない状況にある時、食事を作る気力も出ないことがある。給食の提供が出来る用意もあることが望ましい。

調理や個々で喫食できる形態もあるのか、必要に応じて給食の提供が出来るか。

- ・母子世帯では子育て保育、通学の課題があり、子育てに関する相談にも対応することが必要である。母子支援施設以外での長期的な対応は難しい。

婦人保護施設、厚生関係事業の施設においては、個別に対応を工夫している状況もある。

- ・相談機関の相談時の説明不足で施設利用についてのマッチングが取れないことが多い。

連携の重要性・対応が求められる

- ・緊急対応が出来る 24 時間体制が取れるか。

一時保護施設で職員の 24 時間体制を取るためには、併設婦人相談所の婦人相談員との一体による体制での運営が行われる必要がある。

婦人保護事業にDV法の適用が盛り込まれ、緊急一時保護の仕事を民間の施設に委託をすることが出来るようになった（2002年）。婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターなどに委託されている。

現在の婦人保護事業での一時保護施設や婦人保護施設のみの職員体制では（自治体によっては）夜間の体制は取れない。

- ・婦人保護の事業は都道府県単位で、事業が行われており、地域移行や生活の立て直しを考えたときに、地元に近い市区町村との連携が必要であるが、十分連携が取れているとはいえない。

- ・妊産婦の受け入れが可能なところは少ない。夜間や救急の対応も必要になってくる。また、情緒的に不安定なこともあり、その対応の経験、心理的支援対応のスキルのある職員が必要。

- ・精神的な課題やカウンセリング等心理的支援を必要とするケースも多く、専門的なスキルを持った人的な支援も必要。

- ・女性のホームレスがなぜ少ないか、女性の広義のホームレスの整理理解が必要。

ホームレス状況にならない、我慢しなければならない事情、女性はホームレスになるわけにいかない背景がある。生活のため、子どものためにも。そうやって、配偶者等の暴力に耐えていることも決して少なくない。そのままでは、広義のホームレスでもない、暴力を甘んじて受けながらの生活を受け入れていることも少なくないことが想像される。

子どもへの虐待を防ぐためにも、そこから逃れるためにも、せめて、広義のホームレス状態（施設利用）になれる用意や支援も必要。

5-3-2 女性支援に求められる体制整備の考え方

女性の保護生活支援のための制度として、このように、まず一つ目に、旧来からある婦人保護事業の制度があり、DV被害者保護支援の、専門性、比重の高い内容の支援を行っ

ている。しかしながら、その支援における条件と、現在の社会に生きる相談者の生活や感覚との間にずれがあり、その機能が十分に発揮されていない状態にある。そこを整理調整して、より有効に機能させるため、今回のように、制度の見直しのための検討会議が開かれているところである。

また、児童福祉法の制度のもと社会的養護を担う事業ではあるが、重要な女性の保護・自立支援を担っている制度に、母子自立生活支援センター（母子寮）の運営がある。社会的養護の強化が進む中、子どもとともにある女性の生活支援の事業の見直しとして、DV被害者の避難という広域での対応、緊急一時入所の制度、施設利用後の地域生活の支援、子育て拠点としての地域との連携なども含めて、ニーズに合わせて運営の環境の整備整理が最も進んでいる。ただし施設入所という環境面では、利用の多いDV被害者の対応など、保護と管理をすることによって、利用者の生活面での制約を加えているというジレンマには他の制度と共通のものがある。

そこにもう一つ、新たに増大している生活困窮者の生活支援を目的に、相談支援事業や一時生活支援事業の仕組みが含まれる、生活困窮者自立支援制度が付け加えられた。

元々は、大きな社会の変化の中で、職も住まいも失い野宿路上生活をせざるを得ないというホームレス状況に追い込まれた都市部の不安定雇用労働者の人々への生活自立支援という、それまでの日本の社会福祉や社会保障の制度では、追いつかなかったところに制度が作られたところである。さらにその後の雇用の不安定化と貧困層の増加拡大。生活困窮者の層も量も増加したことにより、より身近なところ、受け手も、相談内容も幅の広く、生活の困りごとの相談という、より幅広く相談者のニーズに応えるための制度が構築された。

社会の最も弱い層、子どもや母子家庭を代表とする女性、単身の高齢女性やあらゆる障害のある人の貧困に対しても、有効に働く機能、支援の体制が求められるところである。

女性支援の柱として、これらの三つの制度に基づく事業があると捉えることが出来る。まず、そのことを確認し、認識しておく必要がある。それぞれに制度上の根拠と目的があって、法律や根拠に基づく運営が行われるわけである。それぞれの制度の入り口でも、婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター、各市区町村の福祉窓口、男女共同参画センター・女性相談センター、婦人相談員、生活困窮者相談支援の窓口もそれぞれに目的を持って設置され、機能している。

一方でこれらの制度事業には前述のとおり、共通の同じ課題、目的機能がある。

どの事業においても、その利用の最大の理由に配偶者等の暴力が原因として上げられる。また、これからの生活への不安として、配偶者等からのつきまとい、経済的に自立していけるか、孤立しないか、子どもの養育はちゃんと出来るか、自身の健康は、などなど様々な不安や問題を抱えている。

そのことに支援者はどう向き合うか、当事者とともに、その不安や問題課題を共有し、よりそい伴走していけるのか。個々別々、単独では限りのあることである。大きな多くの社会矛盾を抱えた課題でもある。

例えば、それぞれに利用者の過半を占めるDVという問題について言えば、家庭内ではあっても暴力がふるわれている。DVも虐待もその中身程度は問わず、行われれば、それは犯罪そのもの。刑事罰の対象であるという認識で、向き合う必要のあるものではないか。

虐待はしつけも含めて、意識は変わりつつある。しかしDVに関してはまだまだ対応が緩く、認識も遅れているのではないか。もっと警察や刑事司法、法律の専門家との連携も必要な事象で、社会全体で取り組むべき問題という認識を共有すべきである。

またこういった支援を必要とする以前に、所得保障との絡み、それは生活の保障で、生活の心配をすることなく暴力男性から逃れる安心を保証すること。女性の就労に関する条件の改善。広く所得の保障を行う必要もある。

DV被害との決別と生活の安心を得られることはセットでなければ当事者の意識には添えないだろう。

いま進められている婦人保護事業の見直しのみで、その安心を与えることは出来るのか。それぞれの支援の現場から多くのジレンマの声が聞かれる。

平成11年(1999)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、今年、平成31年(2019)には、ちょうど20年の節目を迎える。

法は、「男女の人権が尊重され、(途中抜粋)男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的として制定されている。女性の地位向上、人権の保障に関する基本法でもあり、憲法や国際条約に基づく理念法である。

現在は第4次計画(27年(2015)度末~32年(2020)度末)が実施されている。具体的な関係法や施策において実施されるべき課題として、その「第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」では、基本的な考え方を以下のように記している。

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。(途中抜粋)

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 施策の基本的方向

女性が当たり前で働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。(途中抜粋)

ひとり親家庭等に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子供への教育の支援等を行う。

配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。

複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。

5-4 生活困窮者自立支援制度・一時生活支援事業を活用した総合・多機能化支援の形成

前述の「男女共同参画社会基本法」の「第 4 次男女共同参画計画」にも記載されている様に、生活困窮を軸に女性の生活、全ての社会の事象にあてはまる、国民すべてが共通の認識を持って、取り組まなければならない理念のもとに課せられた課題として捉えている。

女性の支援に取り組む制度事業は、公民問わずその共通の課題の下に連携しなければ、解決が出来ないと覚えるべきではないだろうか。

今回の調査の目的でもある、生活困窮者自立支援の制度における女性の困窮への一時生活支援の役割についても、他の施策とのオーバーラップ、クロスした支援体制を考えた体制作りが必要である。それぞれの分野の得意とするところ、一方で、発揮しにくいところ、そこを補完しあい、お互いに助け合っ事業を活かすことが必要であろう。

生活困窮者支援は全国の自治体に展開し、より身近なところで、生活の困りごとに対する幅広く受け止めることが出来、支援の種類豊富な奥行き持続性のある制度である。

大阪は無料低額宿泊所の機能はあまり大きな位置づけではないが、東京中心に関東では、もうその存在を抜きにホームレス（広く）の生活の支援は考えられない。

ここでも資源不足はあり、すべての制度の底をさらい他施策の補う新たな仕組みが必要になっている。

後発の生活困窮者支援の枠組みにおいて、その有効性は、利用者を受け止めるその条件が、生活困窮者という大きな、あるいはやんわりとした枠組みの対象で捉えられる利用者層の幅の広さ、縛りの少ない制度仕組みの下に行われることにある。ある意味、条件枠のない、唯一利用者の抱えている困窮という、幅広くとらえたホームレス（あるいはそのホームレスに陥らせない）という目的で、利用者を受け入れられる制度である。

一方で、制度の縛りが緩い分、貧困ビジネスや利用者の抱え込みに陥る危険性も孕んで

いる。他の支援制度の支援者の視点が入ることで、その危険は薄められる。あるいは、生活困窮の事業における前段階における支援者の視点が入ることで、利用者の抱え込みを防ぐこともできるだろう。そこにももちろん行政、弁護士や地域の目が入ることも必要なことである。単に危険予防だけでなく、連携しなければ支援の質のアップも出来ない。

生活困窮者相談支援や一時生活支援の相談支援の相談員は、その連携の核になることも求められている。

また、それぞれに、同じ目的を持った事業を抱えている。段階ごとに受け入れの窓口、相談支援員、緊急一時保護、次の段階の中期的な支援施設や中間施設。さらに自立した生活を取り戻して、地域の中で支援を受けながら本来の生活を送れる場面。いずれも出来るだけ多くの資源、人の係わりが出来るよう用意されるべきである。

それらは共通の全てに通じる課題である。

分野を超えて、課題や方向性についての幅広く議論をすることが要となる。それぞれの制度事業分野ごとの、議論検討では、全体を網羅した方向性は見えてこない。

せつかくの男女共同参画社会基本法という大きく大切な理念法がある。その共通の理念のもとに、各分野が一堂に会しての議論をする場面が必要であろう。

6 自立支援センター調査をふまえた政策提言

6-1 政策提言にあたって——自立支援センターの特徴と強み

2002年のホームレス自立支援法施行後に予算事業として全国的に設置されるようになった自立支援センターおよびシェルターは、2015年の生活困窮者自立支援制度実施にともなって、同制度の一時生活支援事業として運営されることとなった。ただし、生活困窮者自立支援制度そのものは、生活保護に至る前段階で相談支援を行う位置づけとなっており、住居確保給付金を除いて現金・現物の個別給付を行わないこととされ、しかも生活困窮者自立支援制度の利用者は生活保護制度の併用が認められていない。

ところが、実際に自立支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度のもとに再編されてからも、食事や衣類、日用品等の個別給付が行われており、医療については生活保護の医療扶助が適用される。このように、自立支援センターは、個別給付や生活保護適用を併せ持った、複合的なニーズに即応する包括的なフルパッケージの仕組みを採っており、生活困窮者自立支援制度の原則が当てはまらない、異質で突き抜けた面を有している。まさに、この突き抜けた部分こそが、現行の生活困窮者自立支援制度でかならずしも十分ではない点を先取りしているのではないだろうか。2002年のホームレス自立支援法施行時に描かれた自立支援センターの枠組みは、個別のかつ包括的な形態をとっており、この枠組みの特徴と強みは、ホームレスのみでなく、広く今日の生活困窮者への支援策を考えるうえで示唆をもつといえる。

6-2 政策提言の骨子

上記の自立支援センターの特徴と強みを意識しつつ、全国の自立支援センター調査をふまえて本事業で検討した政策提言は次のとおりである。

6-2-1 多様化する入所者のニーズをふまえた施設設備の改修・整備

自立支援センターの開設から10年以上経過している施設も多く、老朽化や耐震に対応する観点から、施設設備の改修・整備に要する費用を確保することが求められる。

今回の全国調査によって、自立支援センター入所者が開設当初に比べて多様化していることがあらためて浮き彫りとなり、高齢や疾病・障害、性別、世帯構成に応じた施設設備の改修・整備が求められる。全国の自立支援センターのなかには、エレベーター、車いすに対応したトイレ・浴室や幅の広い廊下等、複数世帯員に対応する居室が用意されているところもある。

6-2-2 個室化の検討

全国の自立支援センターのなかには、全面的もしくは部分的に個室を用意しているところもある。支援の段階に応じて個室が提供されているところもある。なかには、天井まで

壁が到達しない、いわゆる簡易個室の形態をとっているところもある。

今般、無料低額宿泊所等における居室のあり方について厚生労働省においても検討が進められており、入所者層が重複またな往還する自立支援センターについても個室化に関する検討や論点整理が求められる。

6-2-3 入所時スクリーニングや入所後支援の内容・仕組みに関する情報等の共有

ホームレス状態や入所者の多様化にともない、入所時のスクリーニングや入所後の支援の内容・仕組みについて各地の自立支援センターで様々な拡充が行われてきている。具体的な手法や効果に関する各地のグッドプラクティスや検討課題等について、全国の自立支援センター間で共有や意見交換を行う機会の確保が求められる。それによる各センターへのフィードバックや業務展開等が期待される。

6-2-4 アフターケア機能の継続・強化

退所後のアフターケアについては、全国で多くの自立支援センターが精力的に取り組んでおり、それを確実に継続するための人件費等の費用確保が求められる。なかには通所型アフターケアを行っている自立支援センターもあり、アフターケアのニーズや実績に応じた機能の継続・強化を図ることが求められる。

6-2-5 地域における居住支援拠点としての自立支援センター

ホームレス自立支援法施行当初に想定されていた自立支援センターの機能に比べて、今日においては入所者のニーズが非常に多様化している。就労自立を達成目標とした入所者のスクリーニングや入所後の就労支援をメインとした自立支援センターは、全国的にみると数少なくなっている。

他法・他施設の要件等を満たさない生活困窮者を多く受け入れて総合的かつ継続的な支援を提供する自立支援センターが多く、その点からすると、全国各地に自立支援センター機能をもたせた地域居住支援拠点の設置を視野に入れた検討が求められる。

単一の法制度に紐付けされた施設としてではなく、今日の自立支援センターの実際の入所者像や支援内容をふまえた制度横断的な受け皿として展望する検討が求められる。例えば、刑務所等出所者、障害者、女性、複数員世帯、LGBT、外国人等に対する居住支援拠点としての機能についても討が求められる。

6-2-6 全国の一時生活支援事業のあり方に対する示唆

現行の生活困窮者支援制度の一時生活支援事業のあり方に対する示唆として、借り上げた居室・ホテル等を単に提供するだけでなく、自立支援センターにおけるアセスメントや生活支援などを一定程度セットにして提供することが求められる。

6-2-7 人材育成

生活困窮者自立支援事業で実施されている国研修（2020年度から都道府県研修）のような目的・内容を有する人材育成の仕組みや全国的交流の機会の提供が求められる。

今回の社会福祉推進事業においてホームレス支援全国ネットワークが、パイロット的な取り組みとして、自立支援センター初任者向け研修を2019年3月に開催（全国18センターのうち7センターから参加）。

6-2-8 自立支援センター協議会（仮称）の設立

自立支援センターの機能強化や改善課題をめぐって、全国の自立支援センターが定期的に情報や意見を交換する機会を確保することが求められる。

今回の社会福祉推進事業においてホームレス支援全国ネットワークが、パイロット的な取り組みとして、自立支援センター意見交換会を2019年2月に開催（全国18センターのうち9センターから参加）。

6-2-9 検討会等の設置

基本方針に掲げられた「ホームレス・生活困窮者自立支援センター」を実現するために、検討会等を厚生労働省に設置し、新たなセンターのあり方や具体的な運営等に関する議論を本格的に行うことが求められる。その際、新たなセンターの居住環境や人員配置等に関する基準、施設設備や運営に係る費用などについて、今回の全国調査や各地の支援実績等をふまえた論点整理や検討が求められる。

IV 意見交換・研修事業

2018年度時点で、全国には18のホームレス自立支援センターが設置されている。この自立支援センターが集まり、意見交換をする機会がこれまではなかった。今回の事業において自立支援センターの訪問調査を行うとともに、全自立支援センターが一堂に会する機会を提供することも意義があるのではないかとことから、意見交換の機会と研修の機会をそれぞれ設定した。

1 意見交換会の概要

1-1 意見交換会の開催

- (1) 開催日 2019年2月5日(火)
- (2) 会場 人権ライブラリー(東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4階)
- (3) 出席団体 9団体
 - ・横浜市生活自立支援施設はまかぜ
 - ・川崎市自立支援センター日進町
 - ・川崎市自立支援センター生活づくり支援ホーム下野毛
 - ・川崎市自立支援センター南幸町
 - ・京都市自立支援センター
 - ・自立支援センター舞洲
 - ・福岡市就労自立支援センター
 - ・福岡市アセスメントセンター
 - ・自立支援センター北九州
 - ・厚生労働省(オブザーバー)

1-2 意見交換会プログラム

本意見交換会を行う前に各地の自立支援センターに訪問調査を行っていた。今回の意見交換会については「訪問調査の補完、意見聴取」の目的で開催をしたため、意見交換の内容は前述の調査事業に反映されている。プログラムの内容は、次のとおりである。

なお、意見交換会の中では、全国各地の自立支援センターが集まる機会を求める声もあり、今後の検討課題を得ることができた。

意見交換会プログラム

- (1) 趣旨説明・調査概要報告(大阪市立大学 教授 水内俊雄)
- (2) 事業報告
 - ・横浜市生活自立支援施設はまかぜ
 - ・自立支援センター舞洲

- ・ 自立支援センター北九州
- (3) 意見交換会（進行：大阪市立大学 准教授 垣田裕介）
 - 1) 支援の対象者像について
 - 2) 事業予算及び施設整備予算、職員配置について
 - 3) 人材育成、研修について

2 研修会の概要

2-1 研修会の開催

- (1) 開催日 2019年3月5日(火)
- (2) 会場 人権ライブラリー(東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4階)
- (3) 出席者 7施設、11人
自立支援センター豊島寮
横浜市生活自立支援施設はまかぜ
川崎市自立支援センター生活づくり支援ホーム下野毛
川崎市自立支援センター南幸町
自立支援センター舞洲
福岡市就労自立支援センター
ホームレス自立支援センター北九州

2-2 研修会プログラム

研修会については「初任者向け相談員研修会」と位置付けを行った。そのため、ケース検討は入れつつも、制度理解のための講義、座学を十分入れる構成とした。また、自立支援センターの位置づけを理解してもらうためにも、厚生労働省より講師をお招きし、講義を行った。

研修会プログラム

日本におけるホームレス施策について

佐藤 美雄(厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐)

伴走型支援とは

奥田 知志(NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク 理事長)

アセスメント・プラン作成、居宅設置・アフターケア

山田 耕司(NPO 法人抱樸 常務)

就労支援

高橋 尚子(京都自立就労サポートセンター 主任自立就労支援相談員)

事例検討

副田 一朗(生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会 理事長)

2-3 受講者に対するアンケートの集計結果

研修受講者に対して行ったアンケートの結果は次のとおりであった。受講者11人に対して、アンケートの回収状況は11(回収率100%)であった。

(1) 経験年数

図表IV-1 受講者の経験年数

3日目	1
3ヶ月	3
8ヶ月	2
2年	1
3年	1
6年	1
9年	1
25年	1

「初任者向け」と位置付けた研修であったため、比較的経験年数の浅い者が多い結果ではあった。ただし、3年以上の者も4人(36.3%)あった。

(2) 満足度

満足度については、「十分満足(5人)」、「おおむね満足(6人)」で100%を占め、「あまり満足でない」、「不満」との回答は無かった。

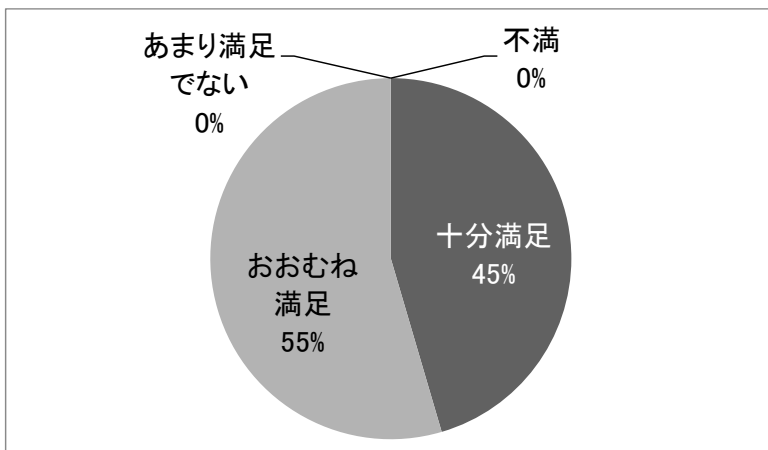
このような回答となった理由として、

- ・講義内容が充実していた。
- ・「自立支援センター」という同じ制度で働く者と出会うことができた。
- ・地域差を知ることができた。

などが挙げられていた。

全国に18しかない自立支援センターの相談員同士が出会う機会を創出できたこと自体に対する評価も高かったものと思われる。

図表IV-2 今回の研修会は、満足のいく内容でしたか 集計結果



十分満足	5
おおむね満足	6
あまり満足でない	0
不満	0

十分満足と答えた理由（抜粋）

- ・ 総論から各論まであってと充実していた。
- ・ 支援についての具体的なイメージが湧きました。
- ・ 共感する部分が多く同じ悩みを抱えてきたのがよく分かった。

おおむね満足と答えた理由（抜粋）

- ・ 相談員を始めてまだ3ヵ月ですが、利用者が「うそをつく」ときに、話にのってみるなど明日からやってみたいことがあってよかったです。初任者向け研修でしたが少し内容が難しかったです。
- ・ 自立支援法の施行から、具体的な支援方法・ホームレス（生活困窮者）との係り方まで相談員の私には全てが今後の支援業務の糧なるものであった。
- ・ 地域によって色々な支援の形があるということも理解できた。

（3）希望・要望

今回、初めて自立支援センターの相談員に向けて研修の呼びかけを行った。その参加者から得られた希望・要望はこれからの検討するための貴重な意見であったと思われる。以下、その内容である。

次回はどのような内容を希望されますか。また、さらに学びたいことがあればお聞かせください。（抜粋）

- ・ センター入所から退所までそれぞれの施設の流れを知りたい。
- ・ 事例検討を多くしてほしい。
- ・ 各自立センターでの問題点とその解決手段（実例）。相談員・支援員の精神的・体力的なケア方法。
- ・ 各センターが新たに取り組んでいる事、又は、利用者間との問題点の発表

その他ご意見・ご感想（抜粋）

- ・ 直接関係する話ばかりなのでほかの研修とちがっていた。
- ・ 本研修で自立支援の生い立ちから現在までを理解する事ができ、その知識を今後の相談業務に生かしていきたい。

3 意見交換・研修事業のまとめ

最後に、意見交換・研修事業についてのまとめを述べる。

今回行った意見交換会、研修会は、いずれも手探りの中パイロット的に行ったという側面を持っている。開催にあたって検討を重ね準備はしたものの、どの程度参加者に受け入れられるかという面では心配があったことも事実である。実際に開催したところ、いずれの企画についても大変高い評価を得ることができた。意見交換会、研修会ともに聞こえた意見・感想としては、「同じ事業を行う者と出会えてよかった」というものである。ある種の連帯感、仲間意識とでも言えるものを感じられた。前述の調査事業を見ても、また意見交換会での「事業報告」でも、それぞれの地域柄、活用できる制度の種類、運営する団体の考え方によって、実際に行っている支援の内容、提供しているサービスの幅、受け入れている相談者像はけして同じではない。にもかかわらず「仲間意識」のようなものを感じられたことは興味深いことであった。意見交換会において「このような場（意見交換会）を継続的に開いてもらいたい」という感想や、研修会アンケートで「直接関係する話ばかりなのでほかの研修とちがっていた」という意見を得ることができたのも、自立支援センターという限定した参加者の中で行ったことによるものである。これは想像でしかないが、各地の工夫、施設内での試行錯誤で全国のホームレス数が減ったという自負、またその過程がいかに大変であったかということ、共感することのできる者に出会えたということに寄るのかもしれない。

パイロット的に開催した意見交換会、研修会であったが、大変良い評価を得、大きな課題を得た。自立支援センター同士だからできる意見交換とアドバイス、自立支援センターに限定した参加により成立する研修内容が確かにあり、それがこれからも求められていると思われる。

V 講座実施事業

昨年度開催した人材育成講座はテーマを居住支援とし、大変多くの方から参加をいただいた。最近の大きなテーマの一つであり、昨年度の実施を踏まえて課題も見えてきたことから、本事業においても「居住支援」をテーマに人材育成講座を実施することとした。

1 講座の概要

1-1 講座の開催

- (1) 開催日 2019年1月25日(金)～27日(日)
- (2) 会場 大阪府社会福祉会館(大阪市中央区谷町7-4-15)
- (3) 受講者数 35名(申込者数36名)

1-2 カリキュラムの構成

今回のカリキュラムを編成するにあたって、当法人が提唱する「伴走型支援」の考え方を伝える講義を準備した。また、居住支援の分野で活躍する講師陣に講義を依頼した。さらに、最新情報を得てもらうためにも、国土交通省から講師の派遣をしてもらうこととした。また、講義だけでなく、事例検討の時間も確保することで、実践で活用できる講義になるように工夫を行った。

1日目(1月25日)

第1講 今日における生活困窮者問題について

北九州市立大学教授 稲月 正

第2講 居住支援とは何か～実践と政策

一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問 高橋 紘士

第3講 講演「新たな住宅セーフティネット制度について」

国土交通省住宅局安心居住推進課企画専門官 大島 敦仁

2日目(1月26日)

第4講 伴走型支援論

ホームレス支援全国ネットワーク理事長 奥田 知志

第5講 生活困窮者支援と居住支援

大阪市立大学准教授 垣田 裕介

第6講 先進事例紹介

萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社 不動産事業部 居住支援課
NPO法人抱樸

第7講 居住支援の課題

(株)リクルート住まいカンパニー経営統括室 豊田 茂

第8講 障がいのある人への居住支援

(株)あんど代表取締役 友野剛行

3日目 (1月27日)

第9講 高齢者に対する居住支援

一般財団法人高齢者住宅財団調査研究部長 落合 明美

第10講 空き家活用と地域づくり

地方独立行政法人大牟田市立病院地域医療連携室次長兼総務課参事 牧嶋 誠吾

第11講 母子世帯に対する居住支援

立教大学所属特別研究員 葛西 リサ

第12講 社会的不動産による居住支援の最前線

大阪市立大学教授 水内俊雄

第13講 事例検討オリエンテーション

NPO法人抱樸専務理事 森松 長生

第14講 事例検討

NPO法人抱樸専務理事 森松 長生

1-3 受講者の構成

受講者の性別や年齢構成について、男女ほぼ同数で、年齢構成も40歳代を頂点とした平均的な分布であり、これまでの講座と比較しても、特段の特徴は見られない。

受講者の所属先として、従来から本講座を受講していた福祉関係からの参加者に加え、居住支援法人や不動産業者といった、いわゆる「居住系」からの受講者がいたことが注目すべき点である。今回の講座は、「居住支援における人材育成」をテーマに掲げ、従来の「福祉」と「居住」の枠を超えて、新たな支援のかたちを模索するものである。そこで、多様な背景をもった方々に参加してもらいたいと考え、全国の居住支援協議会や居住支援団体、不動産業者、登録家賃債務保証業者等のいわゆる「居住系」の団体等へ講座開催の案内を送付した。その結果、参加者の所属は、福祉関係15人、居住関係11人、その他8人であった(区分は図表V-6参照)。

受講生の居所は全国各地からの参加という結果であった。開催地が大阪府ということで、遠方からでも参加しやすいという点がこの結果につながっていると考えられる。

支援経験年数は、未経験(10人)と1年未満(3人)で37.1%であった。経験の浅い者が多く参加している状況からは、「居住支援に新たにかかわるようになった者が受講しているのではないか」、「これから居住支援をはじめようと考えているのではないか」などを想定することができる。一方で、支援経験年数が10年以上の者もい

る（４人）ことから、居住支援という新しいテーマに興味・関心を持つ経験者層もいることが見えた。いずれにしても、本講座が果たす役割と期待は大きいものと考えられる。

図表V－1 受講者の性別

男性	20名	57%
女性	15名	43%
合計	35名	100%

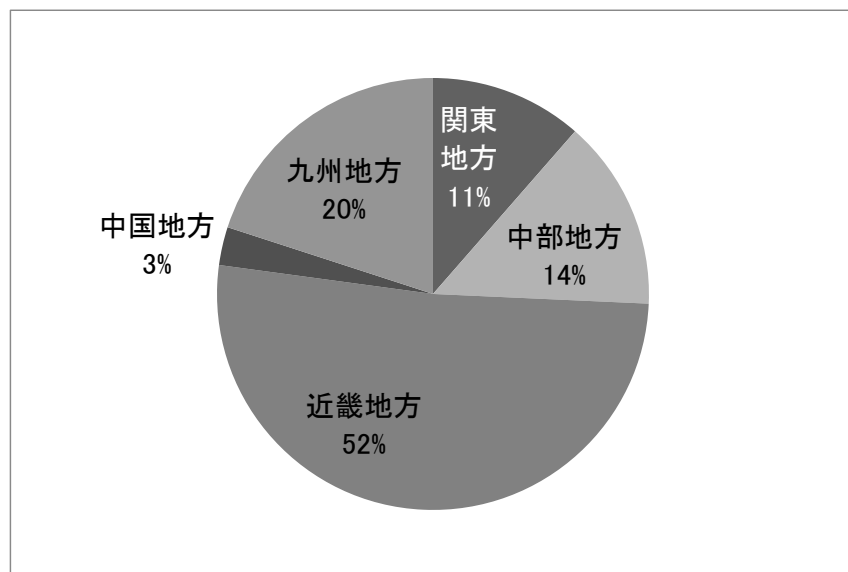
図表V－2 受講者の年齢構成

20歳代	2名	6%
30歳代	6名	17%
40歳代	12名	34%
50歳代	7名	20%
60歳代	7名	20%
70歳代	1名	3%
合計	35名	100%

図表V－3 受講生の居所

石川県	2	大阪府	12
千葉県	1	兵庫県	2
東京都	2	奈良県	1
神奈川県	1	広島県	1
福井県	1	福岡県	1
静岡県	1	佐賀県	1
愛知県	1	熊本県	4
京都府	3	沖縄県	1

図表V-4 受講生の居住地



図表V-5 受講生の支援経験年数

未経験	10
1年未満	3
1年以上-5年未満	8
5年以上-10年未満	6
10年以上-15年未満	3
15年以上-20年未満	1
20年以上	0
未記入	4

図表V-6 所属分類の凡例

福祉	居住	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス支援団体 ・生活困窮者支援団体 ・高齢者支援団体 ・障害者支援団体 ・社会福祉協議会 ・隣保館 ・社会福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人 ・家賃保証会社 ・不動産事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・復興支援団体 ・所属なし・不明

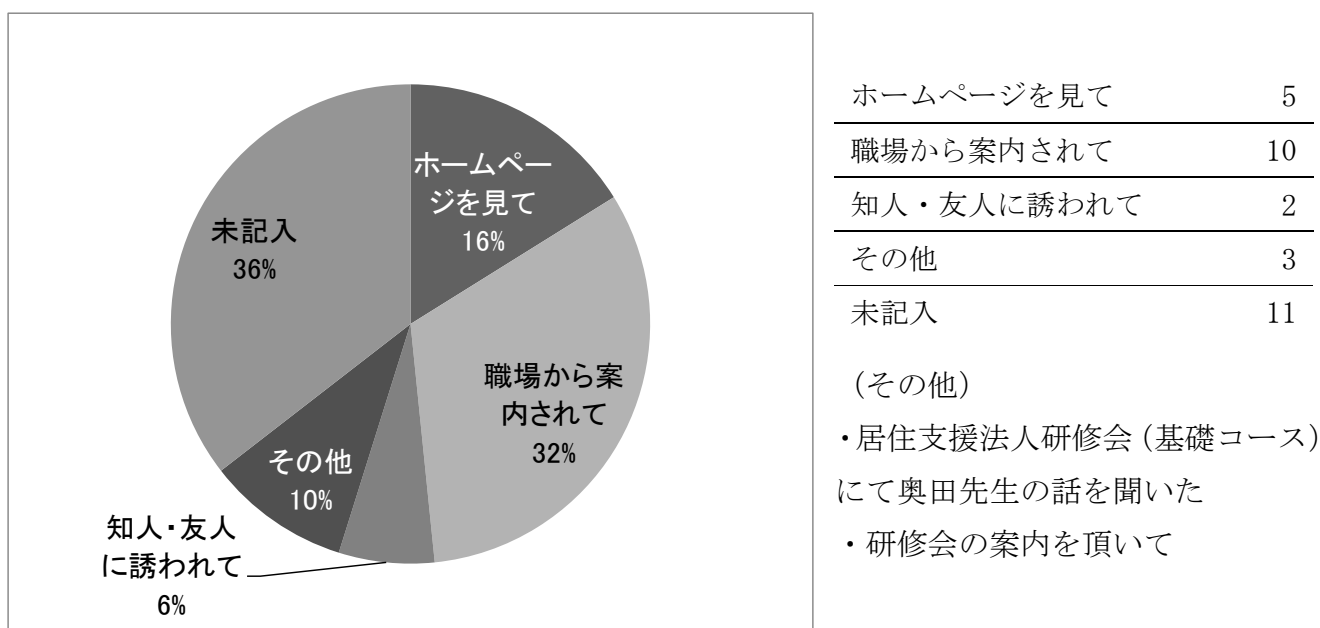
2 講座受講者に対するアンケートの集計と分析

講座の実施にあたっては、受講生の受講前後の理解度の比較、興味・関心の変化を確認するため、講座受講生に対するアンケートを実施した。講座受講生 35 人のうち、回収状況は「事前アンケート：35（回収率 100%）」、「事後アンケート：31（回収率 88.5%）」であった。

2-1 参加のきっかけ

参加のきっかけについて尋ねたところ、以下の回答であった。

図表 V-6 参加のきっかけ



2-2 受講前後での理解度の変化

講座を受講する前と後で理解度について質問を行った。質問した事項は、次の 11 項目であり、4 段階で回答を求めた。

- ① 「経済的困窮」について
- ② 「社会的孤立」について
- ③ 生活困窮は、「経済的困窮」と「社会的孤立」の複合であることについて
- ④ 「相対的貧困」について
- ⑤ 「社会的排除」について
- ⑥ 伴走型支援の基本理念について
- ⑦ 伴走型支援の特徴・メリットについて
- ⑧ ホームレス自立支援法について
- ⑨ 生活困窮者自立支援法について

- ⑩ 居住支援の考え方について
- ⑪ 居住支援に関する法と制度について

受講の前後を比較すると、すべての質問項目で受講後の方が「よく理解している」「理解している」の割合が高まる結果となった。

また、もっとも点数の低い「理解していない」は、受講前は一定数の回答があったが、受講後はすべての質問項目でゼロとなり、本講座で伝えなかったことがしっかり伝わったことが結果から見る事ができた。

図表V-7 11の質問項目の理解度の集計結果

①「経済的困窮」について

	受講前		受講後	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
よく理解している(4)	2	5.7	13	41.9
理解している(3)	22	62.9	18	58.1
あまり理解していない(2)	9	25.7	0	0
理解していない(1)	2	5.7	0	0

②「社会的孤立」について

	受講前		受講後	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
よく理解している(4)	1	2.9	15	48.4
理解している(3)	21	60.0	16	51.6
あまり理解していない(2)	11	31.4	0	0
理解していない(1)	2	5.7	0	0

③生活困窮は、「経済的困窮」と「社会的孤立」の複合であることについて

	受講前		受講後	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
よく理解している(4)	1	2.9	19	61.3
理解している(3)	20	57.1	12	38.7
あまり理解していない(2)	12	34.3	0	0
理解していない(1)	2	5.7	0	0

④「相対的貧困」について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	1	2.9	14	45.2
理解している (3)	7	20.0	16	51.6
あまり理解していない (2)	23	65.7	1	3.2
理解していない (1)	4	11.4	0	0

⑤「社会的排除」について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	0	0	13	43.3
理解している (3)	11	31.4	16	53.3
あまり理解していない (2)	21	60.0	1	3.3
理解していない (1)	3	8.6	0	0

⑥伴走型支援の基本理念について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	0	0	18	56.3
理解している (3)	7	20.0	13	40.6
あまり理解していない (2)	24	68.8	1	3.1
理解していない (1)	4	11.4	0	0

⑦伴走型支援の特徴・メリットについて

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	0	0	19	61.3
理解している (3)	9	26.5	11	35.5
あまり理解していない (2)	21	61.8	1	3.2
理解していない (1)	4	11.8	0	0

⑧ホームレス自立支援法について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	1	2.9	8	25.8
理解している (3)	5	14.3	23	74.2
あまり理解していない (2)	22	62.9	0	0
理解していない (1)	7	20.0	0	0

⑨生活困窮者自立支援法について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	1	2.9	8	25.8
理解している (3)	6	17.1	21	67.7
あまり理解していない (2)	21	60.0	2	6.5
理解していない (1)	7	20.0	0	0

⑩居住支援の考え方について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	4	10.3	13	61.9
理解している (3)	7	17.9	8	38.1
あまり理解していない (2)	24	61.5	0	6.5
理解していない (1)	4	10.3	0	0

⑪居住支援に関する法と制度について

	受講前		受講後	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
よく理解している (4)	4	11.4	8	25.8
理解している (3)	3	8.6	19	61.3
あまり理解していない (2)	21	60.0	4	12.9
理解していない (1)	7	20.0	0	0

2-3 興味・関心のある科目（事前）と満足した科目（事後）の集計

本講座は13のコマで構成されている。受講前に「興味・関心のある科目」について複数回答で質問を行い、受講後に「満足したか」を複数回答で求めた。

図表V-8 (事前) 特に興味・関心のある科目と (事後) 満足した科目の人数 (※複数選択可)

科目	興味関心がある科目	満足した科目
今日における生活困窮者問題について	23	21
居住支援とは何か～実践と政策	25	21
講演	16	20
伴走型支援論	27	27
生活困窮者支援と居住支援	24	23
先進事例紹介 (2 団体)	14	20
居住支援の課題	21	21
障がいのある人への居住支援	21	21
高齢者に対する居住支援	21	25
空き家活用と地域づくり	24	24
母子世帯に対する居住支援	19	24
社会的不動産業による居住支援の最前線	17	16
事例検討	9	21

おおよそどの科目も事前の関心が高いという集計結果であった。事例検討に関しては、事前の興味・関心が9であったものが21へと大きく変化（変化率133.3%）と大きく上昇している点は興味深い。後述する受講生ヒアリングにおいても事例検討の評価は高く、事例検討の改善・発展は本講座の今後の課題の一つとも考えられる。

2-4 学びたかったこととその達成について

本講座を受講するにあたって「学びたかったこと」を尋ね、受講後にその学びたかったことが「達成されたか」を質問した。集計結果は、次のとおりである。

図表V-9 この講座で学びたかったことはなんですか。それが達成されたかについて、お聞かせください。

学びたかったこと	達成されたか
居住支援全般	よく理解できました。
居住と福祉どう結び付けて行くか	多くの事例も紹介いただきイメージができました。
「伴走型支援」とはどういったもの支援なのか、方法や手段、目的、思い等学びたかった。また、居住支援法人として活動を始めている為、制度や活動事例、内容等学びたかった。	どちらも自分自身が思っていた以上に達成できたと思います。色々な知識や経験の話も聞けて学び、勉強となりました。
伴走型支援論について、	独学（本）で勉強したり、調べたりするだけでしたが、講義を受け、理解することができた。
伴走型支援の方法	ほぼ達成されました。
新しい仕事として今の職場で1年色々な事、知らないでの参加でしたので1からの勉強と思いの参加でした。	とても.とても.勉強になりました。
伴走型支援の基本的な考え方、実践について。	具体的な事例をまじえて学ぶことができました。
伴走型支援の実際	具体例が色々あり、よくわかった
伴走型支援士の役割や居住支援の現状や見えそうなこと	概ね達成されましたが、もう少し自分の中で整理する必要があります。
居住支援法人のありかた、活動	実際に活動されている内容を聞け、達成できました。
現状の支援方法	国の補助やいろんな支援方法が理解できた。
居住支援法人について。伴走型支援について。	両方とも詳しく聞くことができて良かったです。居住についても、障がい、高齢、母子と様々な分野の現状を知ることができ、とても良かったです。
ハウスマースト	されました

生活困窮者に対する支援と活動内容について。貧困について。	事業所、団体での活動内容だけでなく、目的まで知ることができました。貧困にも様々な種類があり、それぞれが重なり深刻化を考えさせられました。
伴走型支援について（理念やあり方）	問題解決型ではない捉え方（理念）に賛同します。
生活困窮者の方がどういった生活なのか知りたかった。	大変良く分かりました。
制度以外での支援手法を学びたかった	できました
伴走支援の具体的な方法	達成できました。今の仕事でどのように実践するかは課題です。
寄り添い支援	ある程度
伴走型支援の基本的な考え方、居住支援について	達成された。
よりそう支援について	はい
伴走型支援のあり方。居住支援の事業構築。	支援をとという継続的な事業にするが参考になりました。
居住支援について	達成できました。
伴走型支援とは何か	
「伴走する」ということがどういうことか。	今、仕事等で直面していることだったのでわかる部分と、それ以上に社会的にも困窮しているケースに伴走することも学べて思う以上に達成できました。
伴走型支援は何か？分かりました。	
居住支援の活動や内容	分かりやすい研修で、ほぼ達成できました。
住宅確保要配慮者の中で、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の問題点や事例、それに伴う対応や取り組みの事例を知り、今後の活動に活かしたいと思って参加。伴走型支援に興味があり奥田氏の講義を楽しみに参加した。	当初の受講目的な達成できた。
伴走型支援とは何か、伴走型支援のメリット、事例	④伴走型支援論と⑧障がいのある人への居住支援で達成されました。

結果を見るとほぼすべての回答で学びたかったことが達成されたとなっている。また、学びたかったことを見ると、テーマとして掲げた居住支援についてが多い一方で、伴走型支援にも興味が集中しているという結果が見られた。

2-5 さらに学びたいこと、希望する科目、内容

受講生に対して「さらに学びたいこと、希望する科目、内容」について質問を行った結果が以下のとおりである。

「居住支援」というテーマからか、支援論だけでなくビジネスモデルとしての側面についての希望がいくつか見られたことがこれまでの講座アンケートにはあまり見られなかった部分として確認できた。

(1) さらに学びたいこと、希望する科目、内容がありましたら、お聞かせください。(抜粋)
・居住支援については、奥田先生が言われていた様に、独立できるようなビジネスモデル等についても学んでいきたいです。先駆的な事例からヒントや学びをもらい、自身の地域に合わせたカスタマイズを行っていきたいです。

- ・若年生活困窮者・精神障がい者への伴走型支援論（病院・就労・社会参加・自立など）
- ・就労支援事業
- ・母子への支援、単身女性への支援。
- ・今後、在日外国人、難病患者、その他のマイノリティとされてしまっている人々の伴走例があれば知りたい。
- ・各種関連法や行政からの指導要領について。利用方法や更なる細かい内容。
- ・支援する側が困窮しない方法（笑）（継続するという方法）マネジメント
- ・私は家賃保証業なので、困窮者と出会った際の連絡先や対応など次は実践的なことをしていきたい。
- ・伴走型支援のプラン作成について
- ・地域共生社会について、今後の国の方針にどう対応していくか（法人として）
- ・ケアニーズの高い要配慮者の居住支援の具体的実践、企業の方々がメリットを感じるモデルケース等
- ・社会的不動産
- ・伴走についてはもっと学びたいです。もし実践できるような、また現場も見れるような機会があれば参加したいです。
- ・伴走型支援を受けた当事者がどう思っているか。

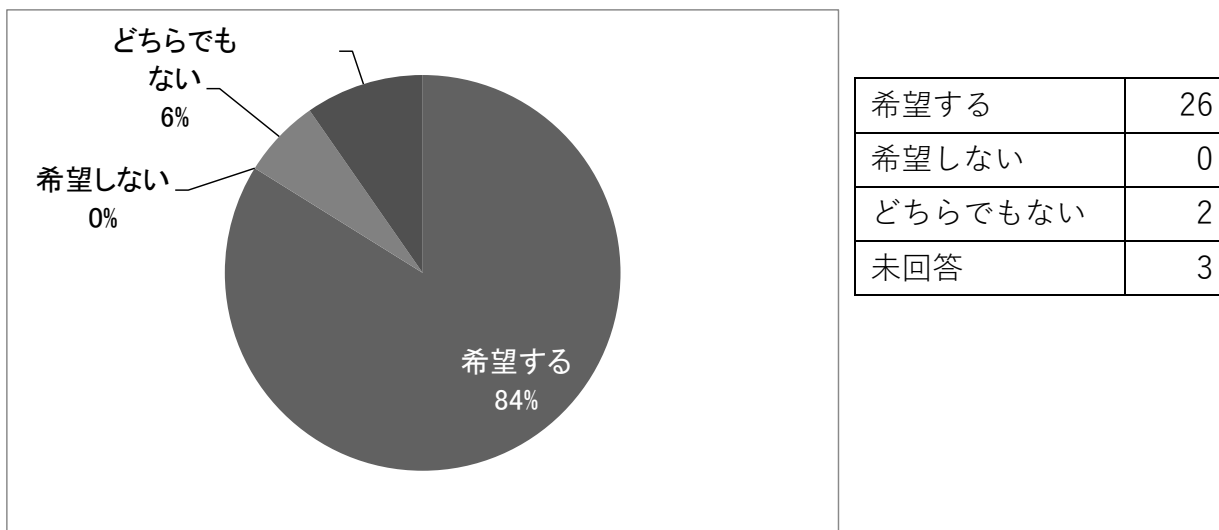
2-6 今後の受講希望・意思

今後の受講希望について質問したものが以下のとおりである。「希望する」が 84% (26人) とかなり高いものとなった。理由を見ると、

- ・学習意欲 (より多くの知識を得たいなど)
- ・異業種交流 (不動産分野の方との連携の機会としたいなど)

が理由・動機である者が複数見られた。

図表V-10 今後も同様の講座があれば受講を希望しますか。



(1) 「希望する」と答えた理由 (抜粋)

- ・さらに専門的に学習したいです。
- ・内容、講師共にとても勉強になる講座でした。全国の居住支援法人が必須の講座にしても良いと思いました。
- ・日々の業務に追われ、学ぶ機会が少ないため。
- ・現職の都合上いろいろな支援方法を教わりたい
- ・生活困窮に関する様々な情報が効けてよかったこと。また「居住」というテーマで様々な分野の方と知り合うことができたからです。
- ・行政や各種団体の活動内容について知ることができました。相互協力できる体制、組織を更に地域にまで広げ学んでいきたいと思います。
- ・各地での伴走型支援の実践や支援を行う中での課題なども知りたい。
- ・自身の成長の為、そして地域支援に活かす為。
- ・災害等を通して自分も当事者ながらこのような職に出逢えたと思うので、これを糧に仕事ができたらと思っています。
- ・日々変わる情報が知りたい。
- ・異業種の方と交流ができるので、今後も受講を希望します。

(2) 「どちらでもない」と答えた理由

- ・ 講座内容による
- ・ 資格の有効期間は5年ということで、そのタイミングでは受講したいと考えていますが、研修場所やタイミングが合えばと考えています。

2-7 講座の満足度

講座の満足度については、「満足 (25)」、「やや満足 (4)」で94%であり、「不満」、「やや不満」はゼロという大変高い評価を得た。

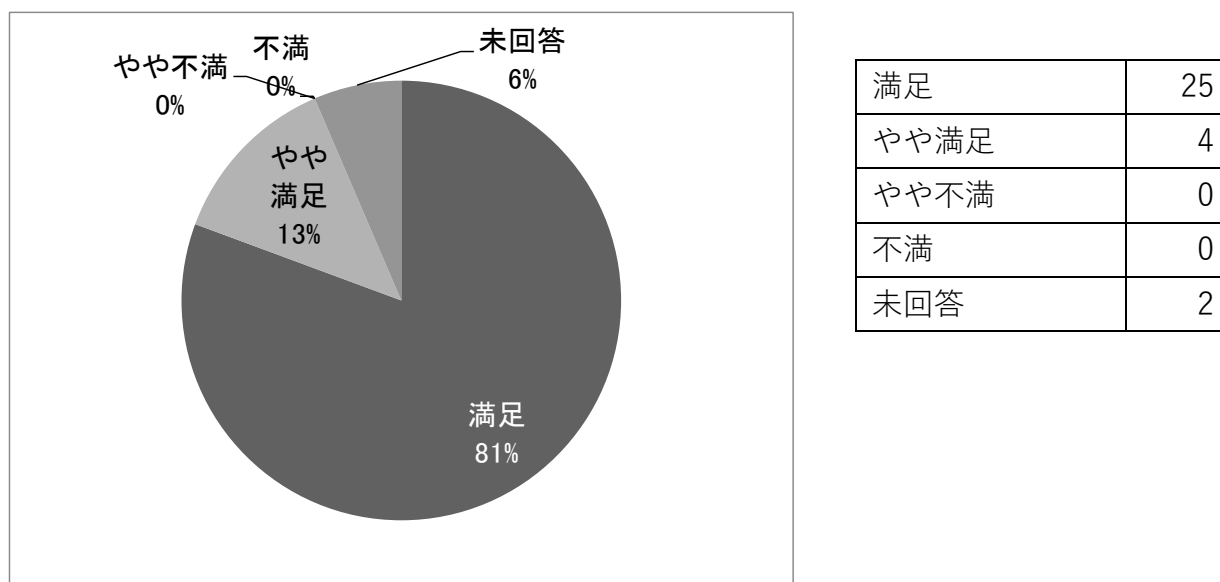
「満足」の理由については、

- ・ 講師陣、講座科目の充実度
- ・ 交流機会に対する好評価
- ・ 先進事例

をあげている回答が複数見られた。

講義のボリュームに対して評価する回答がある一方で、質問の時間が欲しいなどの落とし込みの時間を求める回答も見られた。スケジュールはかなりのボリュームがあったのではないかと思われるので、構成見直しのための貴重な意見を受けることができたと考えている。

図表V-11 講座全体を通しての満足度をお聞かせください。



(1) 満足と答えた理由

- ・ それぞれの専門分野での講師の方々
- ・ とても内容の濃いスケジュールを構成された内容でした。
- ・ 大満足、勉強させて頂きました。内容も良かったのですが、その他、色々な方々との出会い、交流が出来て、つながりが出来て自分の宝となりました。

- ・今まであいまいに理解していた居住支援について学ぶことができ、明日からの業務に活かせる、活かしたいと思いました。
- ・新しいことを多く学んだが、聞くばかりでもう少し質問などの時間があってもよかったのではないかと、他者の質問により新しい気づきがあることも多いので。
- ・今まで上部だけや内容についての知識としてなかったことに対し非常にわかりやすく考える機会となりました。関連、関係する団体の連携が不可欠と改めて気づくことができました。
- ・たとえば支援においても障害、高齢、母子等、それぞれの専門の方からのお話が聞け、とても良かったです。
- ・あまりよく分かっていない状態で伴走型支援士の講座に参加したところもあったのですが、それぞれの講座で「なるほど」とうなずける所がたくさんありすぎて大満足でした。居住支援だけでなく全体を学ぶ事ができた。
- ・多岐にわたる講義内容で成功事例や問題事例など、実例に基づく話が聞けて大変参考になった。特に先進事例は今後の業務展開に役立つと思う。また課題も見えて来た。

3 受講生に対するヒアリング結果報告と講座実施事業のまとめ

本項では、受講生に対して講座後に実施したヒアリング調査の結果を示し、それを踏まえたいうえで人材育成事業のまとめを述べる。

本講座事業は、居住支援を行う人材の育成にどの程度資することができたのかという点を評価軸としている。その評価にあたっては、参加した受講生の声を直接聞くことは重要であると考え、講座参加者に集まってもらい、簡易「グループインタビュー」（以下、ヒアリングとする）を実施した。今回、5名の受講生より以下の感想、評価を聞くことができた。

3-1 調査の概要

ヒアリング調査日： 2019年3月12日（火）13時30分から17時00分

ヒアリング調査場所： ユーズ・ツウ（大阪府大阪市）

ヒアリング参加者（以下、参加者）：

2級：男性2名、女性1名、計3名（介護保険ケアマネ、ホームレス支援・総務、独立型ケアマネージャー等）

1級：女性2名（人権関係電話相談係、社協の生活支援コーディネーター）

進行役：高橋尚子

聞き手：中山徹

奥村健

3-2 ヒアリング調査の結果

（1）講座受講のきっかけ

- 地元で開催された研修会で奥田さんの話を聞いて参加しようと思った。
- 相談員をする中で、知識を得ることを目指したかった。
- 生活困窮者自立支援全国研究交流大会で講座の存在を知ったから。
- 大学の講義で奥田さんの話を聞いて「伴走」に興味を持ったから。仕事に活かせると感じた。
- 介護に関わっており日常業務は生活困窮者支援ではないが、ヒントをもらえるのではないかと感じた。
- 電話相談の中で「伴走」の視点、知恵、情報が知りたかった。
- 横のつながりが出来るのではないかと期待した。

（2）講座に対する評価

- 大変よかった。居住支援を開始したばかりで大変参考となった。
- 良かった。「つなぎ」だけでなく「もどし」を知ることができたことが良かった。
- 高齢者福祉の分野で業務を行っているが、事例検討、ロールプレイで伴走型支援の考え方は応用できると思った。

- 講座によって自身の業務、取り組んでいることが強固になった。連携にあたって自身の伝え方が変わったことは良かった。
- 本事業は福祉だけでなくビジネスの話題もあり、両方の視点が入っていて良かったと思っている。福祉業界にいる立場からするといい意味でビジネスの視点が入っていたので勉強になった。

(3) 受講後の変化の有無とその内容

- 対象者を属性でとらえ、断っていないかと自問自答するようになった。2級大塚
- 同じ業務を行っても受講後は「社会的孤立」という視点でも考えるようになった。
- 知識を得たことで相談を受ける際に心の余裕が生まれた。
- 新しい知識を得たことで行動できるようになった（つなぎなど）。
- 日々の業務は忙しく、相談員が個別に対応することが多かった。受講した後は事例検討を行い、知恵を出し合うことができた。
- これまでは提案したプランがダメだった場合、そのまま待つことが多かったが、知識を得たことで別の可能性を見つけることができた。
- ソーシャルワークの知識に加えて、伴走型支援という考え方の柱が立ったことで支援がやりやすくなった。支援をする際の土台ができた。
- 相談者への提案、支援について以前よりできるようになった。
- 丁寧な聞き取りがいかに大切か再認識した。
- 知識の習得にも大変役に立った。
- 相談を受ける中で、制度でできることは精いっぱいやるが、できないこともある。その時に、それでも関係は切らない、という意識変化があった。
- 「人」として関わる、ということをお大切にできるようになった。
- 地域福祉は幅が広い。受講によって自身の業務がより明確になった。
- 制度にはルールがある。制度につながらない人に対しての関わり方のヒントが得られた。無理に制度に当てはめなくてもいいと思えるようになった。
- 相談においてどれだけ情報を持っているかは大切であり、この講座で知識を得ることができた。

(4) 講座内容の他者等への伝達

- 市民向けに自身の活動をPRする際も「伴走」という話、言葉を織り込んだ。
- 業務で参加していないので、公での職場共有は無い。個人として業務にフィードバックしている。
- 伝達しても「電話相談とは関係ない」という感想を言われることもある。いか

に大事かをどう共通認識にしていくかは難しいと感じる。

- プライベートでの参加なので公に共有の機会はない。自身の職場の周囲で少しずつ伝えている。
- 共有の中で、「なるほど」といい評価もあるが「伴走型支援が相談の中でどう活かせるのか？」という反応もある。受講した自分としては、次回機会があれば誰かに行ってもらいたい。
- 職場で機会をつくってもらい講座内容をフィードバックしている。

(5) 「伴走型支援」について

- どこまでも伴走するということはできなくても、様々なことを提案しいっしょに考えることはできるのではないかと思えた。
- 現場を持っているからこそその貴重な意見であると感じた。
- 高齢者福祉の分野でも同じ状況を見ているはずだが、支援が問題解決型になっていると気づいた。
- ソーシャルワークの知識に加えて、伴走型支援という考え方の柱が立ったことで支援がやりやすくなった。支援をする際の土台ができた。
- ぼんやりとしていたと感じていた「地域福祉」の理解が進んだ。自分の業務をとらえなおすきっかけになった。
- 地域の困りごとを聞く際にも伴走型という考え方が役に立っている。
- 制度ですべての相談ごとを解決できないが、関係を切らない、という意識化ができた。
- 無理に「解決」を目指さなくてもいいと気づくことができた。

(6) 「居住支援」について

- 福祉と居住は違うというイメージであったが、新たな知識を得ることができた。
- 不動産分野の方とのつながりができたことは良かった。
- 講座をきっかけに地元の不動産業の方と連携が生まれた。
- 業務の中で「居住相談」はあまりないが、自身が行う生活相談で活かせるという感触を持てた。
- 自分の業務内容には、居住支援は無いが、業務の中で居住に困る人が出たときのベースの知識になった。
- 「居住支援法人」という制度を知ったので、支援の幅が広がった。
- 日常業務や地域の中では「家が無い」という人はいない。住まい確保に関しては、地域でニーズが異なる。ただし、住まいはあっても住まい方や暮らしに目を向けると、支援の必要な人がいるはずで、実態をリアルに感じることもできた。地方でも住まい方など役立つ。

- 業務の中では相談はあまりない。しかし、システムについては大変参考になり活用できると思った。どう広げていくのか、ということが今後大切になってくると思う。
- 大阪には市営住宅がたくさんあり、高齢者が増えている。空いている部屋もたくさんある。どのように支援の幅を広げるか、職場で考えるきっかけとなった。
- 老朽化した物件に住んでいる人、地域で孤立している者に対して住み替えという選択肢もある。提案する内容ももらった。

(7) その他意見

- 居住支援法人指定のときに指定予定団体に受講してもらおうとしてもいいのではないかと思えた。
- 居住支援法人は不動産会社の方が多く福祉が思った以上に少ない。不動産、福祉ともに得手不得手がある。
- ハードとソフトが融合しないとできない。「福祉はソフトが得意だがハードが無い。不動産業者はその反対」というイメージ。お互いの連携で支援が提供できている。
- 参加資格として「どなたでも受講できます」と表示しているが、「居住支援」など専門性を絞ったり、「事例検討のみ」というように選択肢が増えると、受けやすいと感じた。
- 事例検討は必須。福祉分野では当たり前でも不動産分野の方にはなじみがなかったかもしれない。しかし、大家さんへの説明、回収を考えると不動産会社の方も得るものはあると思えた。
- 現行制度は専門性が高いので状態ごとに支援が切れていく。現行制度が「伴走型支援士」とどのように両立するのか疑問と期待がある。
- 後日レポートを提出するという形式は良かった。当日にレポートをすると制限時間があるので時間に迫られてしまう。後日であれば講座を振り返り、テキストを読むきっかけにもなるので、しっかりと取り組むことができた。「持ち帰る」こと自体がいいハードルになる。
- 「後日」方式は、講座を振り返り、またいろいろなプランを調べる機会にもなる。
- 制度、サービスはあるほうが良い。しかし、制度の枠で考え「ここまでしか提供できない」という声が多くある。制度から人を見るのではなく、人に対してできることを持ち寄る方がいいのではないかと思えた。
- 地域支援を考える時に、様々な社会資源とつながることが必要と考える。そのとき、どんな地域でも宗教、お寺はある。各家庭を回るなど、お寺は情報をさまざま持っている。そことのつながりができたら強いのではないだろうか。

- 「人に寄り添う仕事」は良い人がやっていると思われるのではないか。ただし、すべてできる人はいない。
- 住んでいる圏域に生活できるだけの状況、資源がそろっているか、という点も課題。
- 都市の問題だけでなく地域づくりに似た農村独特の居住支援も将来必要になるのではないか。まるごとや地域包括で考えると、「地域づくり」は居住支援の分野にも十分かかわってくる。

3-3 ヒアリング調査のまとめ

講座開催中に実施される講座受講前・受講後のアンケート調査を補うために、参加者の「生」の声を聞き、5人と少人数であったものの本講座に資する結果を得ることができた、と考えている。

本講座も現在16回目と回数を重ねており、それと共に受講者の範囲は広がっている。特に、「居住支援」を講座に組み込んで以来、不動産会社・家賃保証会社や居住支援法人等のいわゆる「居住系」のスタッフや地域で生活支援業務や様々な相談業務に就いているスタッフなどに広がってきている。

今回のインタビュー対象者は、講座参加者全員に対してなされたインタビュー参加意思の有無の問いに「参加意思有り」と回答した人々である。上述したように、参加者は、直接支援に携わっている方は3人で、相談業務等のいわば間接的支援に携わっている方は2人であった。また、分野でいえば、ホームレス等支援団体スタッフは1人だけであり、介護系や人権関係のスタッフなどであった。したがって、ホームレス・生活困窮者支援実践の蓄積を踏まえ、「体系化」しつつある「伴走型支援」論について、他分野のスタッフがどのように評価し、実践現場でどのような有効性があるか、をみる上で、今回のインタビューは、有意義であり、貴重な知見を得ることができた。

上記のヒアリング結果を踏まえ、幾つかの論点に整理すると、以下のようになる。

第1は、「講座に対する評価」と「受講後の変化」について、である。

参加者の受講前と受講後の各項目（4：よく理解できた、3：理解できた、2：あまり理解できなかった、1：理解できなかった）の総評価点の平均をみると、講座受講後の理解度は上がっているものの受講後の評価「4」は1人だけであり、受講前後での理解度が「3以下」の方もいるなど、数値の上では、理解度が高まったとは言えないことを示している。

●参加者の受講前・後の評価点の平均

2級受講者	—	受講前	受講後
	2.8	4.0	
	2.5	2.8	

1.8 3.7

1級受講者—受講前 受講後

3.4 3.5

2.4 3.6

しかし、「2-3 受講後の変化の有無とその内容」のヒアリングでは、「対象者を属性でとらえ、断っていないかと自問自答するようになった」、「同じ業務を行っても受講後は『社会的孤立』という視点でも考えるようになった」、「ソーシャルワークの知識に加えて、伴走型支援という考え方の柱が立ったことで支援がやりやすくなった。支援をする際の土台ができた」、「丁寧な聞き取りがいかに大切か再認識した」、「相談を受ける中で、制度でできることは精いっぱいやるが、できないこともある。その時に、それでも関係は切らない、という意識変化があった」、「人」として関わる、ということをお大切にできるようになった」、「地域福祉は幅が広い。受講によって自身の業務がより明確になった」、「制度にはルールがある。制度につながらない人に対する関わり方のヒントが得られた。無理に制度に当てはめなくてもいいと思えるようになった」など、伴走型支援の「家族」機能とそれ実現するための10の理念について、述べられている。このことは、インタビュー参加者の問題意識に即し、講座に参加してはじめて新たに付加された「支援の見方・考え方」の変化とみることができる。

第2は、「伴走型支援」について、である。「どこまでも伴走するということではできなくても、様々なことを提案しいっしょに考えることはできるのではないかと思えた」、「高齢者福祉の分野でも同じ状況を見ているはずだが、支援が問題解決型になっていると気づいた」「ぼんやりとしていると感じていた「地域福祉」の理解が進んだ。自分の業務をとらえなおすきっかけになった」、「ソーシャルワークの知識に加えて、伴走型支援という考え方の柱が立ったことで支援がやりやすくなり、支援をする際の土台ができた」、「制度ですべての相談ごとを解決できないが、関係を切らない、という意識化ができた」、「無理に「解決」を目指さなくてもいいと気づくことができた」など、伴走型支援の「肝」に関わる論点についての意見がみられた。特に、「解決を目指さない支援」、「関係を切らない支援」などが挙げられている点が注目される。そして自分の業務に結びつけてこの支援の在り方を捉えている点も重要である。

最後に、高度な各分野における専門知識と伴走型支援を繋げ、「相補的」であることの重要性についての意見があったことを指摘しておきたい。

第3は、「居住支援」について、である。

昨年度から本講座に「居住支援」（居住・居住支援とは何か、分野別の居住問題、家賃保証・不動産に関わる理解など）を構成する複数のテーマを講義に組み込んでいる。今回のヒアリング結果は、いわゆる「福祉系」参加者からみた「居住支援」である。したがって、参加者の背景には、福祉と居住は異なる分野であり「居住」との関わりが薄かったり、居住困難者等が地域に殆ど存在しない等があろう。ヒアリング結果からは、「居住」について

の新しい知識が得られた、不動産分野の方とのつながりができた、講座を通じて不動産業者との連携が生まれた等、他分野との連携や情報交換ができた、生活相談に連携先として生かせる、支援の幅が広がったという意見があった。また、「住まいはあっても住まい方や暮らしに目を向けると、支援の必要な人がいるはずで、実態をリアルに感じることができた。地方でも住まい方など役立つ」等、「居住環境」や「住まい方」、「住み替え」等を含む本講座の「居住支援」の視野の広さについて肯定的意見がみられた。また、都市部と農村部との居住支援問題の異同についての貴重な意見もみられた。

第4は、伴走型支援士認定講座の内容や運営等について、である。

- ①レポート試験により「認定試験」については、肯定的評価であった。
- ②受講範囲の居住支援法人団体への拡大について積極的な意見があった。
- ③「居住」と「福祉」との連携を図る支援の在り方についての意見がみられた。
- ④当日の講座内容については、「事例検討」の評価は高かった。ただ、福祉系と居住系を意識した事例についての意見があり、今後の検討課題である。

以上、ヒアリング結果について、総括的に述べた。現在、児童福祉、高齢者福祉、生活困窮者等低所得者支援、居住不安定・居住確保要配慮者などにおける「居住」と「福祉」を繋ぐ新たな「居住支援」問題が1つ大きな政策的実践的課題となってきている。

そこで、今回のヒアリング結果を生かし、①講座内容を社会情勢変化と受講者ニーズを反映させた内容へと改善していくこと、②取り扱う事例の検討（居住系受講者を意識した事例等）と豊富化など、の課題について十分な検討が図られることが求められていよう。

資料編

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

2018 年度社会福祉推進事業

第 1 回検討委員会

事業名 ホームレス自立支援センター等による一体型総合支援の効果と多機能化体制構築に向けた調査、及び一時生活支援事業・居住支援人材育成に関する研究

日時 2018 年 12 月 26 日 (水) 14:00-16:00

場所 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

出席者

委員長	大阪市立大学教授	水内俊雄
委員	北九州市立大学基盤教育センター教授	稲月正
委員	NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長	奥田知志
委員	大阪市立大学准教授	垣田裕介
委員	社会福祉法人大阪自彊館理事長	川端均
代理	社会福祉法人神奈川県匡済会	佐藤光治

議 事

- 1) 事業の概要説明 (資料 3-13 ページ)
- 2) 人材育成事業の検討状況 (資料 15-16 ページ)
- 3) 自立支援センターのあり方の検討・提言 (資料 17-18 ページ)
- 4) 調査の実施状況報告 (資料 19-33 ページ)
- 5) 意見交換

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク
2018 年度社会福祉推進事業
第 2 回検討委員会

事業名 ホームレス自立支援センター等による一体型総合支援の効果と多機能化体制構築に向けた調査、及び一時生活支援事業・居住支援人材育成に関する研究

日時 2019 年 3 月 19 日（火） 15:00-17:00

場所 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

議 事 1) 事業報告書（案）の確認

- ・伴走型支援士認定講座（2019 年 1 月 25-27 日実施）
- ・自立支援センター初任者向け相談員研修会（2019 年 3 月 5 日実施）
- ・自立支援センター調査

2) 意見交換

実施要項

◆ 日 時

【2級講座（居住支援）】
2019年1月25日（金）13時00分
～2019年1月27日（日）18時20分（3日間）

※全科目を受講されることが資格認定の要件になります。

◆ 場 所

大阪府社会福社会館（大阪府中央区谷町7-4-15）

◆ 開講講座

スケジュールのとおり

◆ 定 員

【2級講座】 50名

※定員になり次第、受付を締め切ります。お早めにお申し込みください。

◆ 認定費用

【2級講座】

15,000円

○ 別途必要となる費用

- 交通費・宿泊費・昼食代（各自で手配をお願いいたします。）
- 懇親会費：4,000～5,000円（参加希望の方は受講申込書にご記入ください。）

◆ 申込受付期間

2018年12月7日（金）～2019年1月15日（火）**必着**

◆ 受講資格

【2級講座】

どなたでも受講できます。

(ボランティア経験、支援経験の有無、所属団体等は問いません。既に伴走型支援士資格をお持ちの方も受講することができます。)

◆ 資格の認定

資格認定は、特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク内に設置される「伴走型支援士資格認定委員会」が行います。

講座終了後に提出していただくレポートを元に、可否の判定を行います。

◆ 資格の有効期限

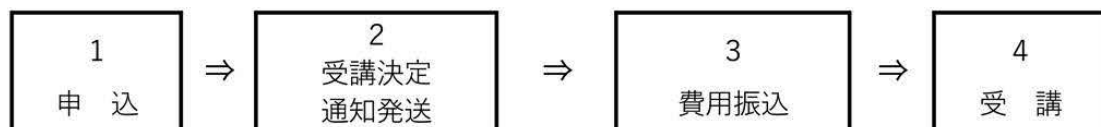
5年間

(5年の有効期限内に、更新講座の受講か認定の手続を経ることにより、更新することができます。)

◆ 受講者の決定と結果通知

申込書記載の住所に郵送いたします。

◆ 受講の手続き



- ① 受講を希望される方は、**2019年1月15日(火) (必着)**までに、別紙「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、証明写真2枚を同封し (内1枚は申込書に貼付)、下記の申込書送付先までご郵送ください。
- ② 電話・FAX・Eメールによる申込はできませんのでご注意ください。
- ③ 受講申込書の受付後、申込書記載の住所あてに受講決定通知書を郵送します。
- ④ 受講決定通知書とともに送付する振込用紙により、費用の振込をお願いいたします。
- ⑤ 受講前にキャンセルされる場合は、費用を返金いたします。その際は、振込手数料差引後の金額で返金とさせていただきますので、ご了承ください。

◆ 申込書送付先・お問い合わせ先

特定非営利活動法人
ホームレス支援全国ネットワーク事務局
〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田 2-1-32
TEL/FAX : 093-651-7557
E-mail : postmaster@homeless-net.org

第 16 回伴走型支援士 2 級認定講座（居住支援） スケジュール

1 月 25 日（金） 大阪府社会福祉会館

12:30-13:00	受付	
13:00-13:05 (5分)	主催者挨拶	ホームレス支援全国ネットワーク
13:05-13:15 (10分)	オリエンテーション	ホームレス支援全国ネットワーク事務局
13:20-14:50 (90分)	(1) 今日における生活困窮者問題について	稲月 正（北九州市立大学教授）
15:00-16:30 (90分)	(2) 居住支援とは何か～実践と政策	高橋 紘士（一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問）
16:40-18:00 (80分)	(3) 講演「新たな住宅セーフティネット制度について」	大島 敦仁（国土交通省住宅局安心居住推進課企画専門官）
18:30-20:30	懇親会	

1 月 26 日（土） 大阪府社会福祉会館

9:00-10:40 (100分)	(4) 伴走型支援論	奥田 知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長）
10:50-12:00 (70分)	(5) 生活困窮者支援と居住支援	垣田 裕介（大阪市立大学准教授）
12:00-13:00 (60分)	昼休み	
13:00-15:00 (120分)	(6) 先進事例紹介（2団体）	
15:10-16:30 (80分)	(7) 居住支援の課題	豊田 茂（㈱リクルート住まいカンパニー経営統括室）
16:40-18:00 (80分)	(8) 障がいのある人への居住支援	友野 剛行（㈱あんど代表取締役）

1 月 27 日（日） 大阪府社会福祉会館

9:00-10:20 (80分)	(9) 高齢者に対する居住支援	落合 明美（一般財団法人高齢者住宅財団調査研究部長）
10:30-11:50 (80分)	(10) 空き家活用と地域づくり	調整中
11:50-12:40 (50分)	昼休み	
12:40-14:00 (80分)	(11) 母子世帯に対する居住支援	葛西 リサ（立教大学所属特別研究員）
14:10-15:30 (80分)	(12) 社会的不動産業による居住支援の最前線	水内 俊雄（大阪市立大学教授）
15:40-16:00 (20分)	(13) 事例検討オリエンテーション	森松 長生（NPO法人抱樸専務理事）
16:10-17:50 (100分)	(14) 事例検討	森松 長生（NPO法人抱樸専務理事）
17:50-18:20 (30分)	閉会/事務局からの案内/アンケート記入	

事前

伴走型支援士2級認定講座 受講者アンケート

これから伴走型支援士2級認定講座を始めるにあたって、皆さんに受講前の状況をお尋ねしたいと思います。ご協力の程よろしく願いいたします。

1. 以下の事項について、該当する数字に○印をお付けください。

4：よく理解している 3：理解している 2：あまり理解していない 1：理解していない

①「経済的困窮」について理解している	4	3	2	1
②「社会的孤立」について理解している	4	3	2	1
③生活困窮は、「経済的困窮」と「社会的孤立」の複合であることを理解している。	4	3	2	1
④「相対的貧困」について理解している	4	3	2	1
⑤「社会的排除」について理解している	4	3	2	1
⑥伴走型支援の基本理念について理解している	4	3	2	1
⑦伴走型支援の特徴・メリットについて理解している	4	3	2	1
⑧ホームレス自立支援法について理解している	4	3	2	1
⑨生活困窮者自立支援法について理解している	4	3	2	1
⑩居住支援の考え方について	4	3	2	1
⑪居住支援に関する法と制度について	4	3	2	1

2. 特に興味・関心のある科目について、該当項目に✓をお付けください。 ※ 複数回答可

①今日における生活困窮者問題について	⑧障がいのある人への居住支援
②居住支援とは何か～実践と政策	⑨高齢者に対する居住支援
③講演「新たな住宅セーフティネット制度について」	⑩空き家活用と地域づくり
④伴走型支援論	⑪母子世帯に対する居住支援
⑤生活困窮者支援と居住支援	⑫社会的不動産業による居住支援の最前線
⑥先進事例紹介（2団体）	⑬⑭事例検討
⑦居住支援の課題	

ご協力頂き誠にありがとうございました。 受講番号 _____ 氏名 (_____) 50

事後

伴走型支援士2級認定講座 受講者アンケート

3日間の受講、お疲れ様でした。今後の参考とするため、皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。ご協力の程よろしくお願いいたします。

【事前アンケートに関連してお尋ねします】

1. 以下のことについて、どの程度理解が深まったか、該当する数字に○印をお付けください。

4：よく理解できた 3：理解できた 2：あまり理解できなかった 1：理解できなかった

①「経済的困窮」について理解できた。	4	3	2	1
②「社会的孤立」について理解できた。	4	3	2	1
③生活困窮は、「経済的困窮」と「社会的孤立」の複合であることが理解できた。	4	3	2	1
④「相対的貧困」について理解できた。	4	3	2	1
⑤「社会的排除」について理解できた。	4	3	2	1
⑥伴走型支援の基本理念について理解できた。	4	3	2	1
⑦伴走型支援の特徴・メリットについて理解できた。	4	3	2	1
⑧ホームレス自立支援法について理解できた。	4	3	2	1
⑨生活困窮者自立支援法について理解できた。	4	3	2	1
⑩居住支援の考え方について	4	3	2	1
⑪居住支援に関する法と制度について	4	3	2	1

2. 満足された科目に✓をお付けください。 ※ 複数回答可

①今日における生活困窮者問題について	⑧障がいのある人への居住支援
②居住支援とは何か～実践と政策	⑨高齢者に対する居住支援
③講演「新たな住宅セーフティネット制度について」	⑩空き家活用と地域づくり
④伴走型支援論	⑪母子世帯に対する居住支援
⑤生活困窮者支援と居住支援	⑫社会的不動産業による居住支援の最前線
⑥先進事例紹介（2団体）	⑬⑭事例検討
⑦居住支援の課題	

裏面に続きます

3. この講座で学びたかったことは何ですか、それが達成されたかについて、お聞かせください。

学びたかったこと

それは達成されましたか

4. さらに学びたいこと、希望する科目、内容がありましたら、お聞かせください。

5. 今後も同様の講座があれば、受講を希望しますか。理由もあわせてお聞かせください。

- ①希望する ②希望しない ③どちらとも言えない

理由：

6. 講座全体を通しての満足度をお聞かせください。

- ①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満

理由：

7. 講座全体を通して、その他何かお気づきの点があればお聞かせください。

【その他】

8. 以下、お聞かせください。

年齢 (_____ 歳)	性別	<input type="checkbox"/> ①男性	<input type="checkbox"/> ②女性
所属	<input type="checkbox"/> (_____)		
	<input type="checkbox"/> 特になし		
職種	<input type="checkbox"/> (_____)		
	<input type="checkbox"/> 特になし		
きっかけ	<input type="checkbox"/> ①ホームページを見て	<input type="checkbox"/> ②職場から案内されて	<input type="checkbox"/> ③知人・友人に誘われて
	<input type="checkbox"/> ④その他 (_____)		

※この事後アンケートは、講座前にご記入いただいた事前アンケートと併せてご提出ください。

ご協力頂き誠にありがとうございました。 受講番号 _____ 氏名 (_____) 50

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク
自立支援センター調査 意見交換会

日時：2019年2月5日（火）14:00-17:30

場所：人権ライブラリー

◆ 次 第

- 1 開会 (NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 奥田知志)
- 2 議題
 - (1) 趣旨説明・調査概要報告 (大阪市立大学 教授 水内俊雄)
 - (2) 事業報告
 - ・横浜市生活自立支援施設はまかせ
 - ・自立支援センター舞洲
 - ・自立支援センター北九州
 - (3) 意見交換会 (大阪市立大学 准教授 垣田裕介)
 - 1) 支援の対象者像について
 - 2) 事業予算及び施設整備予算、職員配置について
 - 3) 人材育成、研修について
- 3 閉会

◆ 配付資料

- ・横浜市生活自立支援施設 はまかせ
- ・自立支援センター北九州

◆ 出席団体 (9 団体)

- ・横浜市生活自立支援施設はまかせ
- ・川崎市自立支援センター日進町
- ・川崎市自立支援センター生活づくり支援ホーム下野毛
- ・川崎市自立支援センター南幸町
- ・京都市自立支援センター
- ・自立支援センター舞洲
- ・福岡市就労自立支援センター
- ・福岡市アセスメントセンター
- ・自立支援センター北九州

◆ オブザーバー

- ・厚生労働省

ホームレス自立支援センター初任者向け相談員研修会

日時：2019年3月5日（火）12:00 から 17:30

会場：人権ライブラリー4F 多目的スペース（東京都港区芝大門2丁目10-12）

研修スケジュール

時間	内容	講師
12:15	①日本におけるホームレス施策について	佐藤美雄（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐）
13:00	②伴走型支援とは	奥田知志（ホームレス支援全国ネットワーク 理事長）
13:50	休憩	
14:00	③アセスメント・プラン作成	山田耕司（NPO 法人抱樸 常務理事）
14:50	④就労支援	高橋尚子（京都自立就労サポートセンター 主任自立就労支援相談員）
15:40	休憩	
15:50	⑤居宅設置・アフターケア	山田耕司（NPO 法人抱樸 常務理事）
16:40	⑥事例検討	副田一朗（生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会 理事長）
17:30	終了	
18:00	交流会	

- ・ 講座中に出たゴミは、各自でお持ち帰りください。
- ・ 会場内での貴重品等の管理は、各自でお願いいたします。
- ・ 講座中に記録のため、写真を撮影させていただきます。
- ・ 講座のあいだ、なにか不都合や困りごとがあった場合には、遠慮なく事務局スタッフにお声かけ下さい。

主催：NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク
2018 年度社会福祉推進事業補助事業

研修会アンケート

本日は、お疲れ様でした。今後の参考とするため、皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。ご協力の程よろしく願いいたします。

1. 今回の研修会は、満足のいく内容でしたか。

<input type="checkbox"/>	①十分満足のいく内容であった	<input type="checkbox"/>	②おおむね満足のいく内容であった
<input type="checkbox"/>	③あまり満足のいく内容ではなかった	<input type="checkbox"/>	④不満であった

理由：
[]

2. 開催時期は適当でしたか。適当でない場合、希望する時期をご記入ください。

適当 適当でない（開催希望時期 月）

3. 講義はどの形式が学びやすいですか？

講義形式 事例検討形式 その他（ ）

4. 次回は、どのような内容を希望されますか。また、さらに学びたいことがあれば、お聞かせ下さい。

[]

5. その他ご意見・ご感想がございましたらご自由にお書きください。

[]

お名前 _____

所属 _____

担当業務 _____

勤務年数 _____

ご協力頂き誠にありがとうございました。

執筆者一覧

奥田知志(N_P_O_法人ホームレス支援全国ネットワーク)

はじめに

水内俊雄(大阪市立大学)

第3章 第1節 ホームレスから生活困窮者自立支援システムへ

第3章 第2節 6つの生活困窮者・ホームレス自立支援システムの類型

奥村 健

第3章 第4節 グッドプラクティス(G_P_) 11

第3章 第5節 女性の「ホームレス・生活困窮(困難)者」の現状とその支援及び体制整備

垣田裕介(大阪市立大学)

第3章 第6節 自立支援センター調査をふまえた政策提言

岡田眞太郎(京都大学)

第3章 第3節 自立支援センター都市の支援システム

第3章 第4節 グッドプラクティス(G_P_) 1-10

中山 徹(大阪府立大学)

第5章 第3節 受講生に対するヒアリング結果報告と講座実施事業のまとめ

江田初穂(N_P_O_法人ホームレス支援全国ネットワーク)

第4章 意見交換研修事業

第5章 講座実施事業 1-2節

編集

江田初穂、大石信哉

厚生労働省
平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業)

ホームレス自立支援センター等による一体型総合支援の効果と多機能化体制構築に
向けた調査、及び一時生活支援事業・居住支援人材育成に関する研究事業

平成 31 年 3 月

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
福岡県北九州市八幡東区荒生田 2-1-32